

委員会議事録

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第44号 平成29年度光市簡易水道特別会計補正予算（第1号）

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①平成28年度光市水道事業決算見込みの概要

説 明：福島水道事業管理者 ～資料なし

質 疑：なし

②光市水道事業ビジョン（展望編）（案）

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

今、展望編について発表されましたが、それについてお聞きしたいと思います。

水道局について、いろんな議論を重ねられてビジョン計画の展望編が作図されたと思います。この中に、いろいろな問題を取り上げていると思うんですが、これに二、三質問させてもらいます。20ページ、今後20年間で1年当たりの平均需要額が10億円超えると試算をされておられますが、それに対して30ページでは、資金の残高の推移をみますと、年間4億円ぐらいの工事をされると、資金不足となるというふうに記載されておるんですね。だから、それに対する財源というのは、これからどのようにされるのか。また、どこで捻出されるのかお伺いしたいと思います。

○宮崎水道局次長

確かに、委員が言われますように、30ページの右上の表を見ていただきますと、建設改良費への資本投下の額が、3億円では資金ショートしない、4億円ではぎりぎり、5

億円では資金ショートを起してしまうという状況でございます、なかなか施設の需要財源10億円を捻出するといいますか、確保するのは大変厳しい状態だというふうに見ていただくとわかると思います。

まさにこの点が、全国の水道事業者が抱える問題であり、安全な水の安定的な供給のための施設更新のための財源の確保が厳しい状況ということでございます。

今、委員から御質問がありました、財源についてはどうするのかということでございますけれども、この辺について詳しくは、実現編で示していきたいとは思っておりますが、今、考えておりますのは、まず、10億円の財源を確保した上で、施設の更新を行っていくという形では考えてはおりません。

それでは、具体的にどうするのかということにつきましては、限られた今の財源の中で、安心安全な水を安定供給していく方法について、今、検討しているところでございます。

少し説明をさせていただきたいと思いますが、27ページをお願いいたします。

27ページに表を3段で示させていただいておるわけでございますが、一番上のところのグラフを見ていただきますと、横軸に投資コストを表しております。左から右にいけば、施設に対してたくさんの財源を投下するというところでございます。施設に対して財源をたくさん投下すれば、縦軸に示しております災害リスクは軽減され、丸印が上の位置に上がりますので、施設能力も高くなり、耐震レベルも高くなるということで、金をかければかけるほど、このグラフに示しております丸印が、右斜め上のほうに移動していくということになります。

10億円の更新事業を全てやれば、矢印の一番上のところについて、ほぼリスク等の軽減を図れるわけですが、今、申し上げましたとおり、限られた財源で更新を行っていききたいということでございますので、丸印のところを想定して考えていただきたいと思います。そうしますと、リスクレベルからしますと、中間ぐらいになるんじゃないかと思えます。

具体的にどうしていくかについては、2段目の表をごらんいただきまして丸印を起点に線を引かしまして、下の部分が施設の更新を行ってリスクに強い施設をつくるということだと思います。点線の上の部分については、施設更新を行っておりませんので、リスクになかなか対応できない施設が残ることになりますけれども、この部分につきましては、そここのところの文章に書いてありますとおり、修繕や保守点検等によりまして、施設の延命化を図っていききたいと考えております。

そうはいいまして、修繕や保守点検等でこのリスクが回避できるとは思っておりませんで、それに関しましての、補完する施策としましては、2段目の左側のところ、災害等対応計画やBCP事業継続計画、また、一番下のところの水安全計画等で、このような施策をつくりまして、安心で安全な水の供給に努めていこうと、今、考えているところでございます。

いずれにしても、詳しい内容については、実現編で示していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

いろいろ説明がございまして、水道事業は水需要の減少が考えられ、これから大変な時期になると思います。よくよく考えられ、実現編に記載されて、今後水道事業を推進していただきたいと思っております。

次に、40ページに補完施策の1の情報発信の充実化のところの真ん中へんに、お客様と築いたこの信頼関係を継続していかなければなりませんと、こういう文章が目についたんです。この信頼関係を築こうとしておられるのは、どういう意味か、お客様とどういふふうな信頼関係を築くのか、ちょっとわかりにくいので、そこのところをお答え願えたらと思うのですが。

○宮崎水道局次長

こういうふうに書かせていただいたのは、私どもの水道局の思い込みかもしれませんが、365日いつでもどこでも、どのような状況においても、蛇口からお水を当たり前のように使っていただける、この事実について市民と今のところ信頼関係があるのではないかなというふうに思って、書かせていただいたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

お客様、つまり市民の皆様と信頼関係を今後とも努力されていくことをお願いいたします。

次に、この展望編について、43ページから、今後の水道事業の現状や課題、また将来の事業関係が書かれておるのですが、それについて、実現編で今後示されるというように申されました。43ページの計画等、また、マニュアル等が全て実現編で記載されるのかどうかをお伺いいたします。

○宮崎水道局次長

実現編で、今どのような形でお示しをするのがいいのかについては、協議検討中でございます。

ただ、今、考えておりますのは、委員さんが言われました、ここに記載しております各計画並びに個別のマニュアル等について、全てを記載していこうというような考え方は、今のところございません。

何を載せていくのかということでございますけれども、43ページの表中右側に、実現編の取り扱いというような欄があるんですけど、アセットマネジメントについては、収支均衡した大まかな更新計画の明示、また更新工事、耐震化事業の基本的な考え方等について、今のところ示していきたいなというふうに考えております。

いずれにしても、委員の皆さん、市民の皆さんが読んでいただいて、わかりやすい実現編にはしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひともわかりやすく実現編作成されますよう、よろしく願いいたします。
これで終わります。

○笹井委員

それでは、1点ほどお尋ねします。

新聞報道で、私も知ったんですけれども、先日塩田地区で、水道問題の何か説明会か勉強会が開催されという記事を読みました。これについての内容をお聞きしたいのと、それから今回の件について、案内もなかったし、私としては知らなかったんですけれど、これについては、議員に事前に知らせるべき内容であったのかどうなのか、そこら辺の説明についてもお願いいたします。

○福島水道事業管理者

塩田地区の説明は5月27日の土曜日に行ったわけですが、この内容については、例えば、地域で水道を引く場合には、全体の何%以上ぐらい引いていただくのが必要ですよとか、例えば個人負担はどのくらいかかりますよとか、さらに専用水道の場合にはどうなりますよと、用水供給施設の場合にはどうなりますよという、具体的な個人負担等踏まえた内容を説明したわけです。ただ、水道を引いてくださいというけど、水道を引くには、非常に大きなハードルがありますよという話はいたしております。

それと、これは地域要望でございますので、その過程の中で、議員さんに全てお知らせするという内容ではございません。

それと、もう一つは、この説明会は、塩田コミュニティが主催でございます。我々は説明しなさいということで、呼ばれていったわけです。水道事業も市の行政も、基本的には、住民に寄り添うという立場の中で、いろんな問題点があれば出向いて行く、説明もいたしますが、そういった中で、地元議員さんが来ていらっしゃいました。それは主催者側がどういう形で呼ぶか、我々が関知することではございませんので、そういう方向になったと思います。

以上でございます。

○笹井委員

主催は塩田コミュニティということですか。であれば、その開催とか会場を押さえ、それから、今、議員の方が何人か来られたというふうに聞きましたが、その案内も全部塩田コミュニティがやられたということなんでしょうか。

○福島水道事業管理者

そのとおりでございます。

○笹井委員

その会議の中で、アンケートの集計結果が発表されたというふうに、新聞から読み取ったんですけど、そのアンケートの結果というのは、大体どのようなものだったんでしょうか。

○宮崎水道局次長

この説明会で、塩田の皆さん全戸にアンケートを行った結果について、簡単に御説明をさせていただきました。250軒の世帯の皆さんにアンケートを行って、お困りの方が、ちょっと数字ははっきりしておりませんが、14%ぐらいあったと思います。そのぐらいの方がお困りで、その状況については、塩田地区の地域全域に散らばっているというか、点在しているよというような簡単なアンケート結果について、御報告をさせていただいたというところでございます。

○笹井委員

私どもは、新聞報道だけでしか内容がわからないというのも変な話でございますので、その場でどういう意見が地元から出たのか、また、水道局が地元でどういう説明されたのか、概略で結構ですから教えてください。

○宮崎水道局次長

まず、今、局長がお答えいたしましたように、アンケート結果について簡単に御説明させていただいたということでございます。

2点目については、水道施設の要望がございまして、水道施設というものは、どういうものかというものについて、3つの例を挙げて御説明をさせていただいたところでございます。

3点目に、水道を引く場合については、どのような方法をとっても、かなりの自己負担が発生をいたしますよという御説明をさせていただきました。

4つ目に、アンケートをとりましたけれども、なかなか実態の把握ができていない状況であり、このアンケートの結果のみをもって上水道を引く、引かないということは、決める状況ではないと、施設を構築する場合には、ある程度の規模の大きさがないと安全性及び採算性という面で、施設構築はできませんので、できれば、自治会で要望をまとめていただけないでしょうかということで、アンケートを用意して、自治会長さんにお配りをしたところでございます。

そうですね、出た御意見等については、いろいろな観点から御質問をいただいたように思いますけれども、今、思い出せませんので後ほどよろしいでしょうか。

○笹井委員

私ども、市内の状況を幅広く知りたいと思いますので、その地域でどういう要望が出たかというのは、いずれかの形で知りたい場合には教えていただけるような態勢をとっていただきたいと思います。

最後に聞きますけど、アンケートは、塩田コミュニティが作ってとったんでしょうか。

それとも水道局が業務としてとったんでしょうか。

○福島水道事業管理者

これは水道局が、議員さんの一般質問の経過の中で、塩田の実態をつかむために、水道局が昨年アンケートをとっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。アンケートは水道局の業務としてとったけど、そのお披露目はコミュニティの場であった。そういう流れであるのかなと疑問に思うところではありますが、概要については理解いたしましたので終わります。

○西村委員

水道ビジョン、これはやっぱり職員さんがつくったものと思われませんが、今、全国で上下水道局という話がいろいろ出ております。私どもが知りうる範囲で、3年後ですかね、下水道を局として、上下水道局というような扱いにする。ビジョンの中には、上水のことだけ触れていらっしゃいますが、そのあたりのことは当局としてどのような展望をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○福島水道事業管理者

上下水道局の関係ですが、山口県の中でも上下水道局となっておりますのは、下松、周南、防府、宇部、山口、下関、美祢、この程度でございますが、なっていないのが、光とか岩国、それに山陽小野田等がなっていないわけです。

上下水道局になって何のメリットがあるのか、デメリットは何があるのかということだろうと思います。メリットがないのに、上下水道局にしたってしょうがないわけです。やはりメリットがあるというのは、下水道事業の将来をずっと固定した人員で考えていくことができるということです。今の下水道は、やっぱり人事異動により、人員が固定化されませんし、単一事業としての独立性もありません。例えば、人事の問題は総務、財政の問題は企画という形となっておりますが、これが上下水道局になったら、将来のことも見きわめてずっと専門的スタッフが考えていく。これは、水道事業と形態が一緒です。また、上下水道局にして、財政的メリットがあるのかと、これは会計が別なんです。上下水道局になれば、会計が一緒になると、どこの市長も思っただけで統合しているんです。したのはいいが、何のメリットもないじゃないかというのが現状です。

そういう中で、やはりどういう方向に持っていくのかというのは、これはやっぱり市長の政策上の問題です。市長の意向に対して、我々はノーとか、イエスとか、言える立場ではございません。しかしながら、意見は言わせてもらいます。こうなりますが、これでいいんですかと、そういう意味での上下水道局の現状だろうというふうに、私は思っております。

以上です。

○西村委員

ありがとうございました。人口減少が進む中で、非常に厳しいとこのビジョンの中でも示されていますし、うちの下水道のほうも、今は企業会計ではございませんので、今、局長が言われるように、メリットというのがどういうことなのかというのを、よく整理しながら、また展望などお伺いしたいと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

報告：①平成28年度光市病院事業等決算見込みについて

説 明：川崎経営企画課長～別紙

質 疑：なし

②新光総合病院建設事業費について

説 明：川崎病院局経営企画課長～別紙

質 疑

○西村委員

事前の説明がなかったんで、説明を聞き直したいと思います。

まず、資料なんですけど、穴をあけてくれているのは結構なんですけども、数字が1カ所、穴が開いて飛んでいます。その数字を教えてほしいんですけど、場所はどこかというところ、5ページの平成43年度が一番下の資金収支のところ、これ穴が開いて、数字がまるっきり見えません。これ幾らですか。

○川崎病院局経営企画課長

大変失礼いたしました。平成43年度の資金収支の数字でございますが、1億3,600万円でございます。

○西村委員

資料配付のときには、ぜひそういう点は気をつけてください。

それと、この収支計画なんですけども、もともと病院会計は一本算定で、セグメントに分けるのは、一応説明として、そのように現場、現場でわかるように、説明しやすいように、そのようにしていると理解をしております。病院会計は、大和、光は一本算定の会計で間違いないですね。

○西村病院局管理部長

基本的には、光、大和合せたもので、一本で算定するのが病院会計でございます。

○西村委員

そうすると、この収支会計についても、光総合だけの収支会計ではなくて、一本の計算書を予測としていただきたいんですけど、それは難しいでしょうか。

○西村病院局管理部長

それは可能でございます。

○西村委員

ぜひ、近日中に提出をしていただきたいと思います。いかがですか。

○西村病院局管理部長

光のほうは、既に計算しておりますけれど、大和のほうはこれからということになりますので、少々お時間をいただければと存じます。

○西村委員

よろしく申し上げます。といいますのは、やっぱり連帯感が大切ですから、光総合の話だけを聞いたんでは、全体が見えないということで、我々にも全体を示していただきたいと存じます。

それから、次の起債償還計画の3ページの交付税対象と会計別実質負担額というところで、先ほど、一般会計の実質負担額は21億9,500万円と8億2,000万円の合計で、30億1,500万円が一般会計の理論上の負担額ということになるという御説明だったと思います。説明にはありませんでしたけども、下の説明書きでは一般会計の理論上の負担額というふうになっていますが、このあたりをもう少し詳しく説明してください。

○川崎病院局経営企画課長

こちらは理論上、先ほども御説明いたしましたように、地方交付税の基準財政需要額のほうに算定される対象額でございますので、基準財政収入額等との調整は出てくると思っております。

以上です。

○西村委員

ということは、一般会計が資金ショートした場合には、この金額は光総合のほうには来ない場合もあるというふうに理解してよろしいですか。

○川崎病院局経営企画課長

地方交付税の制度によりまして、基準財政需要額、基準財政収入額、その兼ね合いがございますので、これは現在、理論上の数値でございます。

以上です。

○西村委員

理論上の数値というのは、もう一回お尋ねいたしますが、一般会計から現金が交付金としてこない、というふうな理解でよろしいですか。

○川崎病院局経営企画課長

計算上ですので、状況によってはこれ理論上ですから、これだけの基準財政需要額に算定されても、収入額との兼ね合いになりますので、その額が必ずしも収入として入ってくるものではないと認識しております。

○西村委員

これは30年起債ですから、5年償還、30年償還等もありますが、1年間にルール分のいわゆる交付金は合せて、一般会計から幾らぐらい繰り入れされると考えたらよろしいでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○川崎病院局経営企画課長

大変失礼しました。大体1億1,000万円前後ぐらいになろうかと思えます。
以上です。

○西村委員

1億1,000万円見当というのは、30億1,500万円に対しての増額部分のことですか。

○川崎病院局経営企画課長

そのとおりでございます。

○西村委員

わかりました。ぜひ一本算定のときにもその数字は入れて、わかりやすく、一般会計とそれから病院会計のつながりがわかるような計画書を出してください。よろしく願います。
以上です。

○土橋委員

平成30年度が、入院が21億7,600万円、31年が26億円というふうに、約5億円ぐらい多くなっているが、これは段取りがあるわけ。

○川崎病院局経営企画課長

病床の利用率が上がるであろうという予測でございます。緩和ケア病棟の設置等そのあたりを考慮した数字でございます。
以上です。

○土橋委員

緩和はもう31年には完成するということなの。

○川崎病院局経営企画課長

数字的には、今、その形で見込んでおります。

○土橋委員

困らすわけじゃないが、ドクターなんかはオーケー。

○川崎病院局経営企画課長

申しわけありません、そのあたりは未定でございます。

○大田委員

それに関連して、続いて、平成36年度も約1億円、入院患者が増えちよるんですよ。2億6,000万円から2億7,000万円。それはどういう理由で、こういうふうに、ここだけまた増えたんですか。

○川崎病院局経営企画課長

そのあたりで病床率の利用状況が上がるのではないかという予測をしておりました。

○大田委員

病床率が上がる、その理由というのをお聞きしたいんです。単に1億円もぱっと増えるというのは、どういう理由かというのをお聞きしたいんです。

○田村光総合病院業務課長

シミュレーションで入院患者数につきましては、人口の増加、65歳以上の増加を見込みまして、入院患者が増えることを見込んでおります。

○大田委員

私が聞いちよるのは、ドクターが大体1人当たり8人から15人ぐらいを診るとお聞きしとるんです。ドクターも増えなくて、入院患者が増えるというのは、ドクターはそれだけ診られるんですか。

○田村光総合病院事務部長

以前から1人当たり8名程度という話を入院患者の急性期に対して、発言させていただいていますが、医師確保は、当然現状の医師では不足していると思っていますので、皆さんに提言するのも当然ですけども、医師の増員は必要だろうと思っています。それを踏まえた上と、基本的には看護師の数もそうですけども、医療職の増加も当然見込みをかけて計算をさせていただいています。

○大田委員

それで増加となっても、39年度からまただんだん減るんです。その理由を教えてください。

さい。

○田村光総合病院事務部長

先ほど、業務課長が申しあげましたように、人口動向でピークの部分とそれ以降減少していく部分の差だろうと思っています。

○大田委員

私、ちょっと理解してないんですが、医業外収益というのがここに載っているんです。30年度までは2億3,700万円で、31年度から4億円と上がっているんです。これはどういう理由でそれだけ上がるか、わかりにくいので教えてほしいんですが。

○西村病院局管理部長

医業外収益の中に、一般会計からの負担金等がございます。利息等が増えますので、その分の繰り入れが増えるということでございます。

○大田委員

利息がそんなに増えるんですか。

○西村病院局管理部長

医療機械等の利息、これが償還4年から5年でございまして、初めのころは、その辺の利息が結構増えるかというふうに思っております。

○大田委員

医業外収益の利息が増えると、今度、医業外費用の支出のほうも増えているわけですね。それも利息等の関係になるわけですか。

○西村病院局管理部長

利息は医業外費用のほうに入っております。その増えた分ほど医業外収益の繰り入れが増えるということでございます。

○大田委員

36年度からは医療機器の償還が終わるから、そこで減価償却費がぼっと2億円ほど減るんですよね。それは完全に終わったからと思うちょっとよろしいわけですか。

○西村病院局管理部長

医療機械につきましては、大体4年から5年ぐらいが減価償却でございまして。平成36年度以降は、計画的に医療機械を買うことで、減価償却の波をある程度抑えていこうというふうに計画をしています。

以上です。

大田委員

まだ、ちょっと把握し切れてないところがありますが、また勉強して質問させてもらいます。

○笹井委員

老健まほろばについて、そんなに難しいこと聞くわけじゃないんですが、お尋ねをしたいと思います。

28年度の決算見込みについて、さっきの説明で7ページに数字が出ているところですけど、まず、老健まほろばの入所と通所の1日当たりの定員、これを教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

入所、通所の1日の定員数に関しては、入所のほうは70名、通所のほうは30名になっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。7ページと比較しますと、入所のほうはもう69ですから、ほぼ満床に近いと、通所のほうは大体定員30に対して15.4ですから、半分近くということになっております。この質問、年に一遍、毎回聞いているんですけど、何で入所がほとんど満床なのに、運営結果で赤字になるのか、何がどこに問題があるのかということ、また、今年もお尋ねします。何ででしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

お答えします。いろいろな要因等はございますが、一番は、やはり通所の利用稼働率が低いことが、原因ではあります。それと一応経費のほうも見直し等、入札等も行って、経費の節減はしておりますけれども、建物等の利息等もございまして、なかなか黒字化していないところが現状でございます。

以上です。

○笹井委員

利息と言われましたけど、借金の部分はこの7ページでいうと、どこの部分に歳出の計上がされているのか教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

利息に関しては、事業外費用に含まれておりまして、7ページ目の損益計算書の4の事業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費経費になります。

それと、あとはもちろん起債元金のほうが、8ページ目の、ちょっと数字としては隠れてしまうんですけど、隠れてしまうという表現は適切ではないんですけども、4番

目の流動負債の1の企業債、建設改良に要する企業債の中の平成27年度の額になります。

○笹井委員

建設当時の借金とか、その利息の返済については、建ったときの執行部との役割分担とか返済もあるから、話をそっちの方向に持っていくつもりはないんで、7ページ中段のところ、医業収益と医業費用の差し引きは、事業だけで4,000万円赤字が出とるわけですね。それが、何か満床にして、なぜこれだけ出てるのかというのが疑問で、これからも聞いていきますから、これをよう分析しちよってください。

今まで聞いているのが、通所が30人で実際15.4人の利用であるよということ。スタッフは何人、通所について担当しているのか、それは15人に対してのスタッフなのか、それとも満床の30人のスタッフを手当するのか、通所のスタッフの人数を教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

お答えします。現在、通所の担当者のほうが4名体制をとっております。基本的に、1日に来る30名の人数であれば、30名に対する職員数4名が必要になりますので、そちらのほうを準備している状況でございます。

○笹井委員

これが、例えば、お店とかイベントホールとかであれば、定員いっぱい来るときのことを考えて、スタッフを配置するというのは、わからんわけでもないんですが、通所に関しては、明日とか明後日何人来るといのは、これはもうわかっているわけではないんですかね。だから、来るとわかっている人間に対しての要員を配置すれば十分だと思うんですが、どうなんでしょう。通所というものは、来る人というものは当日にならないとわからないのでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

介護保険というものは、月初めに提供票というものが送られてまいりますので、そのときに、ある程度的人数というものは把握できます。ただ、急に、体調不良とか、病院受診等で休まれるということもございますので、正確な数字というものは、やはり、前日、前々日ぐらいの形になると思います。

また、確かに本当のぎりぎりの算定要件としては、3人で稼働することはできるんですけども、実際、3人で入浴介助や見守り等行うということは、まずもって難しいと言わざるを得ませんので、今の人員配置をしている次第でございます。

以上です。

○笹井委員

4,000万円の赤字を出していたって、ここだけが原因ではないだろうとは思いますが、全般的に、このナイスケアまほろばの経営の赤字体質がどこに原因があるのかというのは、調査して教えていただきたいと思います。

そこでお尋ねですが、老健施設については、県の協議会もしくは国の全国団体みたいなものはあるのでしょうか。そして、それに入っておられますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

当施設では、県並びに全国の介護老人保健施設協議会というものに参加しております。以上です。

○笹井委員

わかりました。普通全国団体があれば、当然、開設、運営の仕方、もしくは、費用の全国的な調査などもあって、平均的なモデルぐらい、そういったものは当然出ていると思います。

これは、要望で最後締めますけれども、そういうものと比較して、ナイスケアまほろばの経営がどうなっているのかというのを、また、次回お尋ねしますので、ひとつ検討をお願いしたい。検討ができるかどうかだけ聞いておきます。

○原田介護老人保健施設事務係長

濟いません。全国の介護老人保健施設協議会のほうで示されているデータを見るにおいては、ある程度100床以上の施設が黒字化しているという数字を見受けられます。ただ、100床を切った施設でも、もちろん黒字化はしているんですが、人口が割と多くて、入退所が頻繁に行っても、また新たに新規の入所者が来られるという状況がつかれるだけの人口規模もあるところが多いと感じております。

以上です。

○笹井委員

まあまあその辺はまた次回の検討した後、とりあえず、県内を見ましても田舎の老健もあれば、70床の老健も、他にも山のようにあるわけです。全国団体もあるということですから、そういうデータ、それは県内のデータでもいいし、どっかにお願ひしたデータでもいい。これは全国団体が標準的モデルがあれば、それが一番いいんですけれども、それと照らし合わせた赤字の要因の結果を、次回聞きますのを予めお知らせして、終わります。

○土橋委員

管理者の議会出席についてお尋ねをいたします。

管理者は診療や手術など、多忙な毎日を過ごしておられるということは、承知をしておりますけれども、管理者の都合に合わせて議会が行われるわけではない。今日も何か枕のところでそういう話をされるんかと思ったら、その話もないんで聞きますけれども、これからの議会対応というのは、どのように考えておられるのかというのを、まず最初にお聞きをいたします。

○森重副市長

このたび、守田前事業管理者の辞任に伴いまして、6月1日付で桑田憲幸氏が光市病院事業管理者として任命をしたところでございます。桑田氏につきましては、今、土橋委員がおっしゃるように、光市立光総合病院の院長職、加えまして整形外科の外来診療、また入院患者の診察、また手術等に従事しておられますことから、議会への出席について特段の御配慮をいただいているところでございます。

議会の重要性というのは、十分に認識をしておられますことから、公的病院として患者優先の視点に立って、やむを得ず議事を欠席されるということもあります。今後とも、診療等に支障のない範囲で議会の出席について調整をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○土橋委員

私の認識が甘いんでお聞きをするんですが、光総合は全適でしたね。

○西村病院局管理部長

光市病院事業が全適でございます。

○土橋委員

全部適用ということになると、今の副市長が言われたことは、それはそれで問題ないわけですか。本来的には、西村管理部長が答えるのが筋ではないかと思って聞いておるんです。

○森重副市長

まさに土橋委員がおっしゃるとおり、公営企業全部適用でありますことから、市長は公営企業管理者の任命権を持っているものでございます。それ以外のいわゆる経営、もしくは運営等については、全て公営企業管理者であります、この新管理者が持つておられるわけではありますが、議会という御質問でございましたので、私からそのようにお答えを申し上げたところでございます。

○土橋委員

全部適用なら全部適用のような形で答弁を願いたい。守田前管理者からは桑田管理者へどのような引き継ぎがあったか、御存じですか。

○西村病院局管理部長

守田管理者から桑田管理者への引き継ぎという御質問でございますけれども、管理者としての役割等について、桑田管理者のほうに説明があったと思っております。

○土橋委員

大和病院の医師確保、一次診療ですよね、これについてどのような考えを持っておられるか、というのを聞きたいんですけども、おってないんで誰に聞けばいいですか。

○西村病院局管理部長

桑田管理者新任におきましては、これまでは光総合病院の院長でございましたけれども、6月からは病院事業管理者になりましたことから、病院事業全体の人材の確保のほうに尽力をするということでございます。

○土橋委員

私の質問に答えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村病院局管理部長

桑田管理者のかわりに私が答弁をいたします。
以上です。

○土橋委員

だから、大和病院の医師確保についてはどのような考えを持っておられるか、お尋ねしたいと。

○西村病院局管理部長

先ほど申し上げましたとおり、大和の医師確保についても行ってまいります。

○土橋委員

大まかな話を聞いておるんじゃないですよ。それを言われるんなら、大和病院の一次診療どこが問題だと思えますか。

○西村病院局管理部長

整形や眼科、あるいは泌尿器科の診療であろうと考えております。

○土橋委員

だから、そういうような認識であるならば、それに向かって医師確保に全力を挙げるということですね。

○西村病院局管理部長

できる限り、そういった医師確保に努めてまいりたいと考えております。

○土橋委員

それは、桑田管理者とお話をされたことがありますか。

○西村病院局管理部長
ございます。

○土橋委員
そしたら何といいよっちゃったですか。

○西村病院局管理部長
今申し上げたとおり、その辺の確保を努めてまいりたいということでございます。

○土橋委員
厚労省がかかりつけ医を持つことを提唱しておりますけれども、かかりつけ医の定義というのは何なんでしょうか、教えてください。

○西村病院局管理部長
そこに住まわれている方が、まず一番初めにかかる一次診療、その医療機関であると考えております。

○土橋委員
その関係の本を読んでも、定義はないと書いてあるんだけど、それはいいでしょう。それで、私は教えてもらいたいのは、光総合が200床、今は500ぐらいなんかな、200床のへんからもかかりつけ医をとというのが、厚労省から言われてということですが、例えばの話、目が悪い、あるいは内臓が悪いとか、2つも3つもかからなきゃいけないというようなときに、かかりつけ医というのはどういうふうに考えたらいいですか。

○西村病院局管理部長
一般のかかりつけ医と申しますと、大体、一般の風邪であるとか、お腹が痛いとか、そういったところを診るのが民間の診療所さんで、かかりつけ医だろうと思います。その医療機関で対応できないということになれば、その専門的なところへ、そのかかりつけ医の先生が紹介をするというふうな流れで、病診連携というふうに、そういった役割があるのではないかというふうに思っています。

○土橋委員
かかりつけ医というのは、厚労省が言うには1人をいうんですか、それとも病んでいる部位が違うとなると、3つぐらいかからなきゃいけないけれど、そういう場合のかかりつけ医というのは、1つでなければいけないというような、そういうものなんでしょうかね。それとも、いいやそれは3つでもいいよというようなものなんでしょうか。

○西村病院局管理部長

確か、1つに限るものではないかもしれませんが。私もはっきりその辺の定義はわからないのであれですけど。

○土橋委員

光総合病院は、かかりつけ医制度を積極的にやろうとしているわけですか、18年からいろいろとこうなる、ああなるみたいな話があるものですから、お聞きをするんですが。

○西村病院局管理部長

基本的にはかかりつけ医というのは、その地域にいるお医者さんがその役割を担っているというふうに考えています。ですから、光総合病院が積極的に、かかりつけ医になるというふうな考えは、基本的にはございません。

○土橋委員

それは光総合病院がかかりつけ医になるわけじゃないじゃないですか。そういうかかりつけ医というようなのが、町医者のところである。だから、あなた方はこうしてくださいとか、あるいは張り紙をすとか、そういうのを積極的に進めていくんだというような考え方はあるんですか。

○田村光総合病院事務部長

光のことがありますので、お答えしますが、現在、かかりつけ医、定義はないとおっしゃいましたが、光総合病院は、現在、地域の医院に対して、病院でかかれた方の紹介をさせていただきます。ふだんは医院にかかっていたら、何らかの症状、増悪等ありましたら、病院のほうでかかって入院治療を行うという流れをつくろうとしています。

現在、光市の医師会のほうにも一応お願いをさせていただきまして、光総合病院の中に、光市内の医院のパンフレット等を置かせていただいて、患者さんに対しても啓発を行っていくということになると思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

一番最初に聞きましたけども、これからの議会对応ですけれども、これからは桑田管理者は出席できるような状況は、非常に少ないというふうに見えていいと思うけども、西村管理部長だけが、一般質問のときにあそこに座るんですか。それとも、他に何か、私なんかも言いましたけれども、一番いいのは2つの病院の事務長が座るんがいいだろうと、西村部長にも負担が少のうなるじゃろうというふう思うけれども、そのことは、どのように考えておられるのですか。

○委員長

森重副市長。

○土橋委員

いやいや管理部長に尋ねおるんです。甘やかしちゃつまらんで。

○森重副市長

いやいや、議会のことですから、そうはいいながらも、土橋委員、議会の運営のことだから、管理部長が答えたんじゃないけんんじゃないですか。

○土橋委員

いやいや私は管理部長に尋ねておる。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重副市長

土橋委員からは、今、現病院事業管理者がなかなか出席が難しいだろうから、今後議会对応について、どのようにするかなというようなことでございました。

この件でありますので、病院局の管理部長というよりも、私のほうでお答えをさせていただきたいと存じますが、委員のおっしゃられることは、十分に理解できます。ただ、やはり議場における執行部の出席については、地方自治法に定められるルールにのっとってやっていくことが、やはり、私は適切であるというふうに思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○土橋委員

それにはそれでいいです。そのようにこちらも対応するだけですから。それと、もう一つだけは確認しておきたいのは、そうすると管理者は、管理者じゃのうてもいいですけども、忙しいときには出んでもいいと、全ての部長に言えることですね。

○森重副市長

先ほど申しましたとおり、地方自治法の定めによれば、その議場に出席をさせる執行部については、要請に基づいて行うわけでありますことから、基本的には定めてあるのは、制限列挙されているものに限ると思うんですよ。それ以外については、やはり議会からの要請に基づいて出席をしていくという現状がありますので、御理解をいただきたいと存じます。

○土橋委員

あんまり難しい話をされるから、ちょっとわからんのじゃが、どういうことです、議会が出してくださいと言えば、それでオーケーだということですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

管理部長さんにお尋ねしますけども、前部長からはどのような引き継ぎがありましたか。新病院建設を前にしておりますので、お聞きをするんですけども。

○西村病院局管理部長

前部長からどういうふう引き継ぎをされたかというお尋ねでございます。まずは、新病院、今、建設に向けて進んでおります。平成31年の開院を目指して、これを着実にやってほしいというのは、まず1点に言われました。

それと、病院局でございますので、病院事業全体のことを当然考えなければいけないと、役割としてはそれぞれの施設、これがうまく経営がいくように、それをサポートしていくというのが大切だというふうなことが、そういうふうなお話ございました。

以上でございます。

○土橋委員

守田前管理者は再任用というふうに聞いておりますけれども、守田前管理者の役割と桑田管理者の役割について、どのようにこちらのほうは認識しちよったらいですか。

○西村病院局管理部長

守田先生につきましては、病院局の参与という形で非常勤の顧問として残っていただくことになりました。主な役割としましては、医師確保、これが主な役割でございます。桑田管理者につきましては、病院事業管理者でございますので、これまで守田先生がやっていた役割を行うということでございます。

○土橋委員

病院問題ということになると、医師確保っていきなりそこに来るわけでありましてけれど、桑田管理者も医師確保には力を入れられるわけですか。

○西村病院局管理部長

桑田管理者におかれましては、これまで光総合病院長でございまして、当然光総合病院の医師確保に努めてきたわけでございます。今後は、病院事業全体の医師確保に努めてまいるということでございます。

○土橋委員

新しい病院になるわけでありましてけれども、来年からですかね、まだきっちりとは決まっていはいないみたいなのですが、医療費の適正化計画の中では、後発薬の使用促進というようなのが載っておりました。光は適正化計画みたいなものが出たら、そ

れに従わなければならないということですか。部長、あなたに聞いているんですよ。

○西村病院局管理部長

申しわけございませんが、それよくわかりません。

○土橋委員

それで、安易な夜間休日診療を控えてほしいというようなことをよく聞きますけども、光総合病院にもそういうふうな対象者はおられたんですか、おられるんですか。管理部長。

○西村病院局管理部長

よくわかりません。

○土橋委員

そういうようなことも、一般質問になったら聞きますから、あなた一人で答えてもらわないけんようになるかもしれません。それと新病院建設に当たって、今までと新病院が建設になったときの救急患者の受け入れ体制というのは、何か変わりますか、人的なものも含めて。

○西村病院局管理部長

救急の処置室等はかなり広くなり改善されると思いますけども、人的なスタッフについては、基本的には変わらないと考えております。

○土橋委員

これは、前部長から引き継ぎはなかったようでありますけれども、待ち時間の解消について、私は、何遍か議会でお尋ねをしましたけれども、今、待ち時間の解消をしなきゃならん診療科はどこだか、その辺は把握しておられますか。

○西村病院局管理部長

内科や眼科などが、かなり待ち時間が多いと思っております。

○土橋委員

その辺のところを、待ち時間の解消ということで、特に新しく病院がなるということになってくると、これを契機にいろんな方法が考えられますけれども、そういうようなものが、医師との共通の課題になっていきますか。

○西村病院局管理部長

新病院におきまして、そういった待ち時間対策というのを、今も医師と、また医療スタッフでその辺は検討しております。その中で、例えば、待ち時間を表示する、そうい

うシステム等の導入を今検討しているところでございます。

○土橋委員

くどいようですが、それも一つの大きなやり方だと思いますが、いわゆる待つ時間を短くするという意味の待ち時間の解消というか、よく私も光総合病院で整形外科と呼吸器内科にお世話になつとるんですが、速いです。助かっています。

だが、今言われたところについては、これは私が知ったかぶりじゃないけれども、全然当たってないかもわかりませんが、例えば予約するような場合でも、30分刻みでやるわけですから、30分の中で、どれだけの人を診るかということだろうと思います。これは先生方は何年もやっておられるんやから、大体30分でこれぐらいというのはあると思うんですよ。

もし、問題があるとすると、新患の人と予約の人との関係があるとは思いますが、その辺では、医師に任すわけですから、どのような形で進んでいくんだらうかということをお教えください。今からやるとか、やらんとか、でもいいですよ。何もあなたをいじめちゃろうというんじゃないから。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村病院局管理部長

新患の入れ方といいますか、その辺のお話でございますけれども、これは診療科によっても異なるようでございまして、医師によっても若干違うところもございまして。医師の今までの経験等によって、その新患を初めに入れる、後に入れるというのは決めているようでございます。

○土橋委員

現状はそうなんでしょう。私が言うのは、待ち時間の解消を、もう少し乱暴な言い方をしたら、待ち時間を解消する気があるんか、ないんかということなんですよ。それに向かって進んでいくのかどうなのかと、それをやるからには、医師との話し合いもしなきゃならんらうし。

○西村病院局管理部長

新しい病院になりまして、そういった待ち時間対策という表示等も含め、またその患者の入れ方、なおし方についても、医師と医療スタッフ、そういったさまざまな検討を行いながら、少しでも待ち時間が短くなるように、検討してまいりたいというふうに考えております。

○土橋委員

新しい病院ができますと、処方箋のところは土地が確保されておりますけれども、光総合は、処方箋は大体1日に何枚ぐらい出るんですか。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○田村光総合病院業務課長

処方箋の枚数でございますが、1日平均が約210件です。

○土橋委員

急に尋ねまして済いません。最後に、新病院の建設について、戸田建設がやるということであります。山陽小野田の病院建設をやるときに、落札業者とその市が結んだ、病院が結んだ契約の中に、ビルを建てるわけですから、コンクリートも要れば、ガラスも要りゃ、サッシも要りゃあ、何も要りゃあというようなものがあるわけですが、8割を地元業者にとというような形で進んでいったというふうに聞いております。光総合の場合、地元業者への対応というのは、どのようになっているかお聞きをします。

○西村病院局管理部長

まず、プロポーザルをしたときに、戸田建設さんのほうからいろんな御提案がございました。地元業者については、直接市内の地元業者、建設業者を活用を図るという要望、さらには、地元の資材、これも極力それを使うようにしたいというふうな提案がございました。

また、建設機器のリース等についても、市内業者を活用したいという提案でございましたので、今後工事を、今から進めていきますけれども、プロポーザルで示したことについては、遵守していただきたいということは、強く訴えていきたいと思っております。

○土橋委員

それだけの大きな工事でありますんで、終わって何じゃったんか、ありゃあというようなのが出かねないんです。山陽小野田が8割と言ったけれども、実際に中身をいろいろと調査をしてみると、そうではなかったと。しかしながら、無理もないような話も片一方じゃあるわけですが、今、言われた中で、割り数はないようですけれども、皆地元業者も期待をしている部分もあると思えますんで、ぜひお願いをして、私の質問を終わります。

○大田委員

今の件で引き続きお聞きしたいんですが、今度、7月2日に起工式をやられますが、そのときには、もう3割方から4割方の下請けの発注は行われていると思うんです。その中で、今、どのくらいの割合の地元業者を把握されておりますか。

○西村病院局管理部長

戸田建設のほうには、下請け業者を活用するときには、そのリストを建設室のほうに提出するようにいうふうに指導はしておりますけれども、現時点で、まだその届け出が

出ておりませんので、その辺については、お答えができません。

○大田委員

その提出の期間というのはいつごろか、私は、順次出ると思っていたんですが。

○西村病院局管理部長

その工事ごとに業者が決まりますので、それが決定次第こちらのほうに提出することになっております。

○大田委員

それがまだ出てないということは、それは全然決まってない、起工式の前の仮設道路や仮囲いやら、まだされないということで理解してよろしゅうございますか。

○西村病院局管理部長

まだ、出てきていないということですので、まだ決まってないということだと思っております。

○大田委員

では、工事されないわけですね、7月2日まで。

○西村病院局管理部長

今の工事につきましては、準備工事でございますので、その辺は戸田建設さんの共同企業体のほうでやられているというふうに認識しております。

○大田委員

戸田建設さん特別共同企業体が請け負って、工事を今度やられるわけですよ。それまでには、仮設、仮囲いとか、仮設準備搬入の土工事を今絶対やられていると思うんですよ。それが決まった段階で、工事にかかると思うんですが、決まらないで、戸田建設さんが直工でやっておられると、そういうふうに捉えてよろしゅうございますか。

○西村病院局管理部長

今その工事はやってません。業者の届け出については、提出は求めているんですけど、現状はまだその辺がおくれているということだと思います。

○大田委員

9月議会でも聞きますから、そのところはちゃんとしちよってください。

私も、議員になって8年、今9年目なんですが、大変失礼なことに、決算書、予算書について見落とししたところがあるんです。27年度までは光総合病院、大和総合病院においても、予算書の参考資料には、医師の人間が光が16.5人、それで大和が9.5人と。決

算書には、15人、16人、10人、9人というように整数で書いて、その下に何と書いてあるかという、予算書のほうには、医師のうち0.5人が管理事業者、事務員に2人が管理部門、かっこは再任用職員を内訳したものと。決算書には、管理者及び管理部職員含まずと書いてある、この違いはどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

○西村病院局管理部長

決算書に書いてある人数につきましては、その所属する施設の人数が書いてございます。今、委員さんが言われるのは、参考資料のお話だろうと思うんですけども、参考資料のほうの人数につきましては、それぞれの病院が、何人の職員を、費用を捻出しているかという、その人数でございます。

○大田委員

だから、決算書のほうにもその人数を書かなくてはいけないんじゃないですか。それは飛ばしてもいいんですか。

○西村病院局管理部長

決算書のほうは、その施設に所属する人数を記載してございます。

○大田委員

だから、そこに対して、大和総合病院、光総合病院の決算内容も人間、人員の給料の計算書が飛ばしてあるわけですか。

○西村病院局管理部長

参考資料に書いてある人数につきましては、それぞれの病院が負担した給与、その構成となった人数が入っているということでございます。ですから、管理者については、それぞれの病院が折半をしておりますので、0.5という表現をしております。

○大田委員

それは、予算書でしょ。決算書にはそれが書いてないんです。それで、管理者及び管理部職員は含まずと、わざわざそこまで書いてあるんです。予算書のほうには、管理者及び管理部職員2人を含むと書いてあるんです。

○西村病院局管理部長

その予算と決算の対比ということで考えまして、今、委員さんいわれたとおり、なかなか整合がついていないということでございますので、これについては、予算説明資料、決算参考資料も含めて整合するように、改めたいというふうに思っております。

以上です。

○大田委員

以前は決算書も予算書も、予算の給料表には含んだ人数が書いてあるんですが、支出の部で、決算書にも医療費用と給与費と書いてある。決算書、予算書の給与の中には、管理者の給与部分と、事務員2人の値段も書いてあるわけでしょ。

○西村病院局管理部長

予算書、決算書、両方とも管理者の給与は含んでございます。

○大田委員

だから、職員数の中に人間が含んでないのはおかしいんじゃないかとお聞きしとるわけです。医療費の中に給料支給やら、事務職の中に全部含まれた計算がされておるのに、職員別人数で、その人間を含んだのが書いてないのがおかしいんじゃないかと、お聞きしているんです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村病院局管理部長

先ほどから御質問いただいております、予算の参考資料と決算の参考資料、これの職員数の違いでございますけれども、先ほどもお答えしましたけれども、予算と決算、これは整合しないとおかしいわけでございますので、次回からは、整合するように改めたいと思っております。

以上です。

○大田委員

今までの以前のあれに対しては、何か答弁がありますか。

○西村病院局管理部長

この資料につきましては、これまでもいろんな議員さん等の要望に基づいてつくってきた経緯がございます。予算、決算、それぞれ別につくってきたという経緯がございます。その中で、予算と決算の整合が、いつの間にかとれなくなっていたという状況が起きたものというふうに考えております。これがわかりましたので、今後はわかりやすい資料に努めたいということになります。

以上です。

○大田委員

ちょっとお聞きするんですが、大和総合病院と光総合病院に管理部の人たちを振り分けて予算、決算、人員を振り分けて決算計算をするんですよね、それは間違いないですよ。

○西村病院局管理部長

病院事業自体は包括で、先ほどもありましたけれども、光と大和は一本でございます。以上です。

○大田委員

一本に計算しだしたのは、私が委員になって三、四年してからされたように、記憶があるんです。それまでは、大和病院と光総合病院の二つ立てで計算されておったように記憶があるんですが、私の記憶間違いですか。

○西村病院局管理部長

合併してから一本でございます。平成16年度の予算から一本になっております。

○大田委員

そしたら、参考的に大和総合病院と光総合病院の別々の算定を、議員にわかりやすく今、しているというように解釈してよろしいんですか。

○西村病院局管理部長

病院事業の予算、決算、これ全て一本でございます。それをわかりやすくするために、この参考資料で光と大和に分けているということでございます。

○大田委員

そうなると、参考資料に対しても、一本で人員の内訳も出てくるということになるわけですね。

○西村病院局管理部長

一本の人員の内訳につきましては、予算書、決算書のほうに入っております。

○大田委員

わからん。ちょっとわかりません。もう少し詳しく。

○西村病院局管理部長

これ決算書でございますけれど、ここに記載されております、職員の人数。

○委員長

決算書の何ページですか。

○西村病院局管理部長

10ページに出しております。

○大田委員

そこにも管理者含まずと一応載っているんですよ。職員に関する事項、管理者含まずと。管理者どこにっているんですか、そうなるよ。

○西村病院局管理部長

これは一般職の人数を記載しております。ですから、特別職については含まずという表現をさせていただいております。

○大田委員

管理者は管理部に所属じゃないですか。

○西村病院局管理部長

管理者は、病院事業全体の管理者でございます、管理部の職員ではございません。あくまでも病院事業の管理者でございます。

○大田委員

給料はの中で、医師部門で入っていると、計算しとると。

○西村病院局管理部長

給料につきましては、これ一本でございますので、この中の給与で出しております。

○大田委員

わかりやすく説明もう少ししてもらいたいと思います。終わります。

○西村委員

理解を深めるために、簡単な質問を2、3させていただきます。

一般質問の答弁にもございましたが、7月からくわ入れがあつて工事を行うということで、5月の連休明けから、建設地の隣接している住民や付近の学校に対して、説明会があつたというふうになっております。どのような説明をしたのか、詳細にお示しいただきたいと思ひます。

○川崎病院局経営企画課長

5月の連休明けから、説明会ということで近隣の学校等にお伺ひして、工事の概要、そのほかこちらの気になるところとか、それぞれの担当者の方から、御要望等をお聞きしたりをしております。

5月の19日に、ソフトパークの中の企業の方にお集まりいただいて、夜、浅江のコミュニティセンターにおいて、該当する自治会の方に御案内をしておりますので、来られた方に対して、説明及び質問等をお聞きいたしました。

以上でございます。

○西村委員

近隣住民の方に対しての説明会は、1回あったということによろしいですか。

○川崎病院局経営企画課長

1回でございます。

○西村委員

これ議会に対しての案内はございましたか。

○川崎病院局経営企画課長

議会に対しては、申しわけございませんが、しておりません。

○西村委員

議会に対しても、工事の概要や期間、その他について、詳細な報告をお願いしたいんですが、この説明会は業者がやったんですか。

○川崎病院局経営企画課長

こちらの建設室のほうで準備いたしまして、説明等については、それぞれ、業者にしてもらうところは業者にしてもらい、こちらで説明するところは、建設室のほうで説明をいたしました。

○西村委員

議会に対しても同じように詳細な説明をしていただきたいんですけど、可能ですか。

○西村病院局管理部長

そういった御依頼があるのであれば、業者のほうにお話をして、その辺で調整はさせていただければと思っております。

○西村委員

わかりました。一般質問の答弁には、基礎部分の土砂の搬出がかなりあるようで、1日に100台程度のトラックが往来するなどという説明もありましたが、大体何日にわたって、何時から何時まで、それはどこに何を運ぶんですか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

土砂の搬出につきましては、8月の中旬から翌年1月の中旬あたりまでのほぼ毎日だとは思いますが、土の搬出を行います。搬出先ですが、まだ決まっておりませんので、お答えを控えさせていただきたいと思っております。

○西村委員

何時から何時までの間、100台続くのは何日からですか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

失礼しました。時間につきましては、朝の8時から夕方の5時までです。

○西村委員

100台ピークは大体何日ほどあるんですか。8月中旬から1月中旬までの間搬出をされるんでしょう。ピークの100台は何日ぐらい予想されていますか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

ピークですが、8月の中旬から9月中旬ごろを予定しております。

○西村委員

今、朝の8時から夕方の5時までというお答えがありました。建設省の工事でも、大体夕方4時ぐらいは工事を切り上げて、早目に終わるといふことがあります。うちのほうの工事はそのような配慮はされないんですか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

細かい時間につきましては、今後施工者と打ち合わせていきたいと思ひます。

○西村委員

ここには、学校とか周りの企業さんに対する配慮と書かれています。実は、今、国道の工事で電柱を撤去しています。せんだって教育委員会にお願いをしたんですが、子供たちが帰る時間に、ユニックで電柱をつるして、電柱の途中をカットして宙ぶらりんな状態の横を、子供が歩いて帰っているという状況がありました。大きなトラックが横を通る、当然土砂を巻き上げる、そのようなことで、交通安全を確保するために、例えば、浅江小学校の出口あたりに、特別に安全を確保するための旗振りの人をつけるとか、そのような具体的な方策というのは、この説明会の中にありましたか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

浅江小学校付近で、旗振り等の人員を配置することにはしていません。

○西村委員

と申しますのは、せんだってインターネットにも出ていますけども、給食センターを民間業者が払い下げを受けたと。今からこれを民間業者が解体工事する。8月中旬から9月中旬ごろに、ちょうど同じような工事が重なることもあるでしょう。そういう配慮をひとつとっていただきたいと存じます。

それから一般質問では、雨水の排水の件が取り沙汰されましたが、このピークの8月中旬から9月の泥の搬出時の雨水対策、あるいは道路の土砂が流れて汚れるということ

に対して、どのような対策をとられるんですか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

道路が汚れることに関しましては、現場からトラックが出るときに、タイヤを洗うなどの対策をとることとしています。それでも、道路に土が落ちることがありましたら、早急に掃除をすると、施工者と打ち合わせをしております。

○西村委員

当該建設地は、平均レベルで5mぐらいいは路盤が、上がっていると思いますけども、トラックの搬入口は、西側ですか、東側ですか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

メインとなるのは東側になります。

○西村委員

そうすると、東側に沈砂池を設けて泥をとるんでしょうけど、工事断面の雨水はどのように始末をして、その大蔵池公園の排水管の中に水を入れていくのか、協議が終わってれば内容を説明してください。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

申しわけございません、まだ協議が終わっておりません。

○西村委員

一般質問の答弁には、排水管の中に雨水を入れるとありますが、泥のついた雨水が入っていくと、まだ現場は整備されていないはずですから、当然、中村町側の道路に対して泥が出ていく。あるいはU字溝の中に泥が入っていくということも想定されますので、そのようなことも、多分地元の説明会では、どうなんだろうかという質問が出たはずなんですけど、どうでしたか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

雨水につきましては、全ての雨水が大蔵池のほうに流れることになっていますので、中村町のほうには流れないことになっています。

○西村委員

わかりました。それでは、質問の方向を変えて、先だって実施設計の概要版をいただきました。あくまでも概要版なので、最初の質問は、この実施設計の本冊を閲覧をしたいんですが、どこに行けば閲覧できますか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

私どもの建設室に来ていただければ、閲覧はできます。

○西村委員

それから概要版の最初のページですが、基本方針というようなことが書いてあります。この基本方針のちょっと言葉がひっかかるんで、考え方をお尋ねしたいんですが、基本方針の最初に、患者さん中心の満足の高い医療というような表現がされています。当局が描く、この患者さんというのは、どういうイメージを描かれて、この患者さんという言葉が多用されたのか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

今回、設計に当たっての基本方針というよりも、現状では、光総合病院の基本方針をそのまま引き継ぐとなっていますので、こうなっていますけども、基本、様とか、患者様とか、患者さん、最終意見、患者様とかいう言い方もございましたけども、それもいかなものかということがございまして、普通の患者さんという形に戻っています。

○西村委員

今の答弁の中に、患者様というのはいかなものかという表現がありましたが、それは具体的にはどういうイメージを持てばいいんですか。私どもは、例えば、市民の皆さんというふうにも表現しますが、やっぱりサービスを提供するということになれば、お客様という概念を持ちますが、いかなものであるかというところは、詳しく知りたいんですが。

○田村光総合病院事務部長

お客様というよりも、患者さん、患者様の話になりますけども、患者さんと医療職の方を同等に見ていこうという考え方が最近ありますし、そのことから、患者様になると、上下関係の部分が若干ございますので、同等の考え方でいくと患者さんという言い方が、最近は使われるようになってきました。

○西村委員

同じページの下のほうには、患者の満足度、患者満足度というふうに、敬称がなくなっている部分もあるんですが、そこには、別にこだわりはないんですか。中にはたくさんあるんですよ。患者、患者と書いてあるところと、患者さんと書いてあるところと、その辺のこだわりはないのか、聞いてみたいなと思います。同等に扱うというイメージはわかります。

○田村光総合病院事務部長

患者さんづけをして文章を書くのと、患者とつけて文章を書くのは、大意はございませんけども、言い回しの形かなという気は、私はします。

○西村委員

わかりました。イメージの問題ですから、どんなお考えなんか質してみました。

次のページ、2ページですが、インフラの概要の中に、電気、電気事業者、非常用発電というような表現があるんですが、この電気については、当節の新電気供給会社をイメージされているかどうか。そういう供給会社が視野に入っているかどうか、お尋ねしたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

新規参入電気業者というのを、現時点では視野に入れてはいません。

以上です。

○西村委員

今はしていないと、せんだっての一般質問の答弁にもありました。それは各出先の所管で検討していただいて結構というような答弁があったように思いますが、光総合は、1年間で大体ざっとどれくらいの電気量を使っていらっしゃいますか。

ちなみに今度の新しい病院はどれくらいという試算はされていますか。ついでにお聞かせください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村光総合病院事務部長

現在の電気代ですけども、金額にして大体1年間4,000万円程度です。契約が、デマンドが620kWで、新しい病院のほうは、1.5倍と考えてますので、今の金額にしても1.5倍と計算していただければと思います。

○西村委員

わかりました。新電力、今、登録会社は光では3件、3社申請があります。新しいものを検討するときには、議会のほうにもぜひお知らせしていただきたいと存じます。

それでは、次の3ページですが、ここには地盤の概要について書いてあります。縷々あるんですが、建設時の説明の中に、30年後には、病院は東に建て替える可能性があるという説明がありました。ここの説明によりますと、東側は、盛り土範囲に当たるため、建物は西側に配置することが合理的かつ経済的であると考えられております。敷地を見ても、1階部分は総面積の半分以上を占めておりまして、いかにして東側に建てかえるのか、そのような試案をされているのかお伺いをしたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

建て替えについての詳細の試案を行っておりません。当初、場所、建てかえのときに東側という話があったんですけども、現時点では西側で4階建てになりますけども、敷地が狭い場合には、高層階になるというふうな可能性は当時話をしています。

○西村委員

西側なんですけれども、当初6階建てで設計構想を描いたことがございましたか。私の記憶の中の話なんで確認をさせてください。

○田村光総合病院事務部長

6階建ての構想のイメージは私の記憶にありませんけども、4階建てになったのは、今回の設計会社を決めるに当たって、その中で、いろんな業者から出てきた中の1社の、今回昭和さんが出してきた案を使用したから4階建てになったと思っています。

○西村委員

それでは、次に4ページ目のヘリポートの計画についてのところがあります。航空法に基づく防災対応離発着陸場として設置の条件を満たし、救急部門と近接配置が可能な敷地南に配置しております。使用機の全長10mを超えた35m角の離発着帯を確保していますと、説明ありますが、大体年間どれくらいお使いになるお見込みか教えてください。

○田村光総合病院事務部長

完成後の予想はたちませんが、現時点で、ヘリによる搬送が今年度1件ございました。大体毎年1件ないし2件は想定するべきだろうとは思っています。

○西村委員

設計配置をするのに当たって年間利用1件から2件のヘリポートをこの南の場所に配置するというのは、非常に効率が悪いのではないかという論議はなかったか、お尋ねします。

○田村光総合病院事務部長

年間の使用量が少ないからという部分はありますけども、非常災害時のことを検討して作成しているわけですので、設置は必要であろうと考えています。ただ、場所については、南側になった経緯としましては、東側に高電圧高圧線がございまして、進入路が確保できませんでした。それと、もう一つ難としては、屋上階に置くという話がありましたけれども、使用面としては、やっぱり地上に置くほうがベストでしょうということなので、現状の位置となっています。

○西村委員

このヘリポートなんですけど、防災の対応の離発着というような、今、御発言もありましたが、この病院の敷地の中にどうしてもないといけないんですか。

○田村光総合病院事務部長

消防署に現在離発着場がございしますが、そちらに運んで運ぶという考え方も当然ござ

います。将来にわたって災害拠点病院の機能を確保しようと思ったときには、敷地内にヘリポートが必要であるという部分も見据えています。

○西村委員

災害拠点病院の場合には、病院敷地の中にヘリポートがないといけないわけですね。

○田村光総合病院事務部長

そういう把握をしています。

○西村委員

把握というか、それは法令上決まっているという理解でよろしいんですか。

○田村光総合病院事務部長

法令のほうは、調べていますけども、必須条件か云々は別にしても、必要であるという文言は基本的にはございます。

○西村委員

わかりました。法令上必要であるかどうかを確認していただく。その何の中に必要であると書かれているのか、よく理解ができませんが、もし、敷地の中で特段なくてもよいのならば、浅江小学校の校庭とかでも、ヘリポートはとれますんで、そのような検討もできるのかなというふうに思ったので御質問しました。法令上の件は、また確認して報告してください。

それでは、あと、参考資料のページになりますが、13ページにV E提案を28提案利用することにしましたということで、代表的な例が4件載っております。そこには、コストの削減効果1億1,000万円程度であるという説明も記載されております。28件のV E提案というのは、私どもがどれかというのを確認することはできますでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

今日という意味でなくて、閲覧という意味でしょうか。建設室のほうに確保していますので、閲覧は大丈夫です。

○西村委員

それでは、閲覧をさせていただきたいと思います。それから15ページですが、いいことも書いてあるんです。病院スタッフ関連の部屋が充実していますよ。それぞれ仮眠室を集中配置しましたとか、配置しましたとか、職員食堂を設置しました。それから各部門に執務室や休憩室を配置しました、というようなことが書かれております。これは、イメージがとってもわかりにくいんですが、皆さんはそのイメージを模型のようなもので確認したかどうか、お伺いしたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

各諸室については、その設計図をもとに、各現場で持ち帰りをして、確認をしながら製図を行っていますので、確認をしていると把握をしています。

○西村委員

それは、平面図でという意味ですか。

○田村光総合病院事務部長

平面図です。

○西村委員

その下にもありますけども、病院スタッフがより効率的に臨床技能を学ぶことを目的として、模型などをと書いてあります。これは模型を使ってという意味なんでしょうけども、愛知県の病院を見学に行ったときに、例えば病床なんかでも、1つずつ、いわゆる模擬的な部屋をつかって、実際に材質を確認して、こんなような採光になっています、こういう収納スペースがありますとか、実際のモデルルーム的なものをつかって、そこを利用する便利さを確認したというのがあるんです。この文書は、そういう提供はありませんでしたか。

○田村光総合病院事務部長

設計図段階ではございません。施工段階になりまして、特に入院の部屋の4床室は、モデルルームをまず早目に作成をしまして、看護師等で一応確認をさせていただいて、それで病棟の施工に入るといふうなことにしています。

○西村委員

もちろんそこでは、材質等、使い勝手の意見が言えるというふうに理解していいんですか。

○田村光総合病院事務部長

はい、材質等、実物のものを使用して部屋をつくりますので、高さ等把握をさせていただいて、選定後に施工していただくということになっています。

○西村委員

ありがとうございます。実際モデルルーム的なものや小さな模型みたいなものがあれば、我々も見せていただきたいなどは思ったんですが、その時期が来るまで待ちましょう。

ちなみに、そのページには、全室に手をかざすと、その洗面所にセンサー蛇口がついて温水が出るというふうなことが書かれていますが、これは静電気について、どのような配慮されていますか。

○田村光総合病院事務部長

今、静電気の件につきましては、把握できていませんので、そのあたり業者のほうと確認して静電気が発生しないような状況にしたいと思います。

○西村委員

こう申しますのは、光総合の1階の泌尿器科の隣にあるトイレで、手をかざすと水道管から静電気がばちっと飛ぶんです。それで、申し上げました。

一般質問の中に、跡地財産の活用について、縷々答弁がございました。跡地活用については、本庁と協力をして、例えば、お医者さんの官舎、それから看護師さんの官舎みたいなのが大和にありますよね。あれなんかなかなか処分ができないので、本庁のほうの行政財産とか、一般行政財産などに切りかえて処分したらどうかというようなことがありました。

出先の職員の皆さんがこれをやっていくというのは、非常に難しい面があると思うんですが、このように本庁の協力を仰ぎながら、財産処分をするというようなお考えはありませんか。

○川崎病院局経営企画課長

跡地の利用については、委員さん言われるように、いろんな方策を市長部局のほうとも協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○田村光総合病院事務部長

先ほどのヘリポートの件ですけれども、山口県の災害拠点病院の条件としては、ヘリポートについては、建設地にヘリポートが確保できることという形になっています。申しわけありません。

○西村委員

近接地ということですね。距離的なものは近接ということでしょうから、またお伺いしましょう。ありがとうございます。

それで、途中で質問を切られたんで、何を聞くか分からなくなりましたが、先ほど、決算の概略についてお示しがありました。これはもう、さきをお願いをしていましたので、お調べいただいていると思いますが、基本的に、病院事業会計での繰り越しの欠損というものについては、病院局としては、どういうふうな理解をしているのか。一般企業と同じように考えていらっしゃるのか、それとも、独特な考え方をお持ちなのか、お尋ねします。

○西村病院局管理部長

病院事業会計の繰越欠損でございますけれども、これは病院事業が開始してからずっ

と赤字、黒字、その積み重ねがプラスであれば、利益剰余金、これがマイナスであれば、欠損金というふうに呼んでいます。

以上です。

○西村委員

ものの本によりますと、これは財務上の赤字のことを言います。財務上の赤字というのは何かというと、収益からその費用を差し引いたものが所得になり、収益が損益金より多い場合には、つまり所得がマイナスの場合には欠損が生じている。その積み上げだということでもありますので、お尋ねしたいんですけども、そういうことであれば、青色申告なんかで私どもが使うものは、欠損が消えていく、いわゆる税務上の税金を払うため、節約をするため繰り越して翌年の繰り越しを、赤字を繰り越して、今年のもうけで節税を、税金を少しでも払うのを抑制をするというか、というような考え方のもとに立っているようです。僕は、これ余り大和と光を分けて考えるというのはナンセンスだなと思う部分もあるんですが、大和のほうに、繰欠が結構な金額が積み上がっています。

今年の決算の見込みでも25億円。これは大体どのような経過でこの25億円というのが、セグメントの中で積み上がったか説明をお伺いしたいと思います。

○西村病院局管理部長

大和総合病院が欠損金21億円というお話でございますけれども、大和総合病院におきましては、平成12、3年度ですか、そのころに増改築を行いました。増改築を行いました、それで減価償却がかなり膨らんだということがありまして、その後ずっと赤字が続いたということで、その辺の欠損金がふえていったということが一つございます。

平成26年度の公営企業会計の改正に伴い、退職給与引当金を積んだということも欠損金が膨らんだ理由でもございます。

以上です。

○西村委員

今の説明の中に、営業の赤字、いわゆる売り上げが上がらなかったのも、費用が売り上げを追い越したのも、欠損が積み上がったという説明はありませんでした。これは、あくまでも建物を建ててその減価償却費とそれから退職給与引当金が出たからという説明でよろしいんですか。

○西村病院局管理部長

説明不足でございました。

○西村委員

後から書類が出てきよるよ。

○西村病院局管理部長

大和総合病院の赤字でございますけれども、先ほどの減価償却と言いましたけれども、これは費用の面でございます。収益と費用この差がいわゆる赤字、黒字ということになるわけでございますけれども、赤字になった理由の一つとして、減価償却が膨らんだということございまして、この赤字が積み重ねて、この欠損金になっていったということでございます。

○西村委員

どうしても営業の赤字というのは、言葉に出てこないんですが、あくまでそれは減価償却費ということなんですか。

○西村病院局管理部長

収益に対する費用その差し引きが赤字、黒ということでございます。その費用が膨らんだということもございしますが、収益も上がらなかったというのも原因の一つではございます。

○西村委員

ちなみに、一本算定で計算をすれば、欠損は7億4,000万円の見込みということでございますが、それは光総合の利益剰余金と大和の繰越欠損を通算した場合、結論として、7億4,000万円になるという考え方でよろしいですか。

○西村病院局管理部長

そのとおりでございます。

○西村委員

そうすると、単年度会計で、ことしは3億3,000万円の経常利益が見込まれているということになります。欠損金は税法上の、会計上のマイナスの数字でありますので、実際、3億3,000万円というお金はどこに消えていくんですか。どこに積み上げられるんですか。

○西村病院局管理部長

3億3,000万円の利益につきましては、最終的には、欠損金がございますので、その欠損金の補填をするという形になります。

○西村委員

経理上はそう欠損を消すお金になりますが、実際の現金はどこにいくんですか。どっか払うんですか、払うんじゃないでしょう。経理上の欠損なんで、利益に対して欠損、マイナスがある。だけど実際の現金はどこにいくんですか。

○西村病院局管理部長

貸借対照表上の流動資産にある預金でございます。

○西村委員

預金は、今回28年度の決算見込みでは、どのような金額になりますか。

○西村病院局管理部長

資料の2ページをお開き願いたいと思うんですが、2ページの2の流動資産（1）現金預金でございますが、この中に入ります。ですから、昨年のと比べますと3億5,900万円ほど増加しておりますが、これが28年度のキャッシュの増加分ということでございます。

○西村委員

参考までにお伺いしますが、大和、光総合の1カ月の現場資金というのは、人件費とか費用とかそれぞれ払うのに、どれくらいの現金、運転資金を引き当てておけばよろしいですか。それぞれ光、大和で答えてもらえれば。

○田村光総合病院事務部長

光の場合は、一月単位ではありませんけれども、収入があるまでの期間がありますので、約10億円と考えております。

○杉岡大和総合病院事務部長

大和総合病院でございますが、年間ではございませんが、診療報酬が3カ月で入ってきますので、3カ月で6億円程度の現金ということになります。

以上です。

○西村委員

光は3カ月で10億円程度、大和は3カ月で6億円程度、16億円、3カ月でお互い16億円程度は、運転資金として見込んでおかないといけないよということですね。

わかりました。細かいことは決算の折にお伺いするとしまして、大体そんなところですか。

以上で質問終わります。

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第42号 平成29年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：松村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、今、説明がありました7ページの損害賠償求償金についてお尋ねします。

この件については、一般質問で同僚議員が取り上げているところでありまして、概略は何となくわかってきてはおるんですが、私なりの観点から再度御質問したいと思えます。

あらかじめ、質問項目はお知らせしています。大項目でいうと7項目、小項目でいうと26項目ありますが、わかりやすい答弁のほうよろしく願いいたします。

最初に、項目として議会への報告、予算からの観点から質問します。一般質問において、1月にいろいろ市や社会福祉法人のほうの共同不法行為と、落ち度が認められたというのがあったと思うんですが、今件については、まず、3月議会において全く報告がなかったんですが、これについてはなぜでしょうか。

○植本高齢者支援課長

当該養護老人ホームを運営する社会福祉法人、施設と呼ばさせていただきますが、その相手方、施設に対して求償の協議を開始したのが、本年1月でございまして、まだ3月議会の際は協議が継続中でございました。

○笹井委員

3月議会では、予算も承認しておりますが、当然その予算には今回の求償金額というのは全く入っておりません。今回の補正で初めて上がってきておると理解しております。

そこで疑問なんですけど、3月に全く説明がない、予算的にも計上されてない行為が、これも5月に求償されてお金が入ってきておるといふうに本会議で聞いたような気がします。なぜ予算に計上されてないのに、求償行為ができるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

求償行為につきましては、予算の裏づけがあって行うものではないので問題ないものと考えております。求償額については、歳入予算になりますので、その後補正をしても問題ないというふうに考えております。

○笹井委員

確かに、税金の収納とか別に予算をとりあえず計上しますけど、それを超えて返ってくることもあるわけですから、歳出とは歳入は考え方が違うというのは理解しないわけ

でもないです。それにしましても、本件は長年において、議会でも問題になっており、また昨年も大島の方への補正予算を可決しておるといふ息の長い案件です。それぞれ議会の進展があった段階で、議会の報告があった上で、次の行為を進めるのが適切ではないかと思ひます。

当初予算で説明できないのであれば、今6月議会で、きちんと計上して説明した後に求償行為をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○植本高齢者支援課長

先ほど申し上げましたとおり、本年1月から求償の協議を開始したということで、4月に協議がまとまったということで、今回の補正に上げたということでございます。

○笹井委員

補正には上がっておりますけど、お金は求償として入ってきております。そこは、議会への報告は必要ないと判断されたのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

求償行為につきましては、議会の議決事項ではございません。ただ、求償でお金が入って、議会の報告ということは、予定は前々からしておるところでございます。

○笹井委員

3月で報告できない状態であれば、私としては6月に報告していただいて、その上で議会で報告が済んだ後に、求償行為をすべきだと考えます。この件はおそらく堂々めぐりになると思ひますので、次の項目にまいります。

事実確認についてお聞きしますが、過去の説明で、亡くなった方の遺産を、葬祭料、お布施料、永代供養料として、トータル266万円を処分したというのは聞いております。現在、これの支払い先について、今まで具体的にお名前は聞いてないんですが、昨年大島に支出したことによって、瞬間的には市の支出になっております。市の支出であれば聞いていいと思ひていますが、支払い先はどこになるのでしょうか。

また、今回わかりました支払いの実態がなかった部分というのは、どの部分になるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

葬祭一式の支払い先につきましては、具体的には、支払い先は差し控えさせていただきたいと思ひます。その中で永代供養料につきましては、支払いの確認ができませんでした。

○笹井委員

支払い先を差し控えるというのは、どういう理由で差し控えるのかそこまでお答えください。

○植本高齢者支援課長

支払い先の相手方もおられることですし、風評被害等も懸念されることですので、差し控えさせていただきます。

○笹井委員

私としては納得いかんところですけど、次の質問にまいります。

先ほどの葬祭料、不正永代供養料における、葬祭についてお聞きします。こういう措置者の葬祭については、私が聞いておる情報では、市が葬祭をやることを決定して、依頼文書に金額まで書いて施設に依頼し、施設が行うと聞いております。その手続は行ったんでしょうか。その際、金額が書いてあるとすれば、幾らなんでしょう。

さらに、今回の葬祭料についても、瑕疵が50%というような話が本会議であったんです。市が金額まで決定して葬祭を行ったのであれば、私は市に全部責任があるから、施設側の責任というのは発生しないと考えるんですが、いかがでしょうか。

○植本高齢者支援課長

このたびの案件におきましては、市から口頭による依頼をしておるところでございます。文書では行っておりません。

また、具体的な金額も示しておらず、遺留金の範囲内で行うとの施設からの連絡を受けたということです。通常は、施設に葬祭の依頼をする場合は、こちらの光市老人福祉法施行細則の葬祭依頼書により施設への葬祭の依頼を行います。

その際に金額につきましては、施設から葬祭費用の見積もりを取り寄せまして、適正な金額かどうかを確認するのみで、金額の記載は、こちらのほうから決定はしておりません。

○笹井委員

今、口頭による依頼があったということですけど、これは今から振り返って考えても、行政が行う細則とか、マニュアルとかによる手続から逸脱した行為というふうに認めてよろしいんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。亡くなられたときの財産処分については、市の中で、ある程度の処分も済んでおるといふふうに聞いております。ここ自体はそれ以上突っ込みませんが、今回新しく判明した永代供養料について、今までこれは説明では、支払った。それは帳簿で確認したんだという説明が何回もあったわけですが、このたび永代供養料の支払いがないことについて判明したと聞いております。永代供養料の支払いがないことについて、

いつどのように判明したのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

施設へのこのたびの求償に当たりまして、本年1月に施設にこの協議の際に、求償に当たって施設のほうから支払いの確認をするようお願いをいたしました。それで、施設のほうから支払いの確認ができないという口頭の連絡がありまして、こちらのほうも直接支払い先に確認をした次第でございます。

○笹井委員

過去の委員会の質問と答弁の中で、領収書はありませんが、帳簿で支出を確認しておりますという回答でありました。なぜ、その時点で支払いの実態がないことが判明しなかったのでしょうか。あるいは、光市として、支払い先とした寺への確認はしなかったのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

以前の監査におきましては、入金総額と使途とが、施設の書類帳簿上で確認できたことから、監査は終了いたしました。その監査は事務処理が適正に行われていることを調査するもので、支払い先まで確認は行っていないところでございます。

○笹井委員

半分回答が抜けました。行政として、これまで支払ったかどうかの確認を寺にはしなかったのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

しておりません。

○笹井委員

結局、今回払ってないことがわかったということは、永代供養の実態がなかったということになると思います。このたび問題とされておる方、亡くなられた方の遺骨や墓というのは、どこにあるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

遺骨につきましては、お寺の中にある施設が所有するお墓に埋葬しております。

○笹井委員

わかりました。お寺の中にある施設が所有する墓は私も現地を見てきました。寺の境内の中にきちんと当該施設、今回の名前の書いた共同のお墓があるのは確認してきました。

これまで過去の説明では、永代供養料で174万円払って共同施設に遺骨を納めて、こ

れはものすごいぼったくりじゃないかというふうに、私も認識しかけたときもあるんです。このたび実際に永代供養の実態がなかったということがわかりましたので、現場との整合性は、私は確かにそうなんだろうなと認識したところではあります。

しかし、今まで何回も委員会質疑で、本当に払ったんかという質問にたいして、何回も帳簿上払っておりますということを確認された。そちら側はどこのお寺に永代供養料を払ったかどうかわかっているわけですから、寺に確認すべきだったと思うんですが、そこはどうですか。今から考えて、やっぱりそこは調査が不十分だったと思われませんか。

○植本高齢者支援課長

監査といっても、こちらといたしましても、犯罪捜査をするわけではございませんので、そこまでやる必要はないと考えておりました。

○笹井委員

今までの説明では、財産処分が間違っておったということで、確かにそこは犯罪性というよりは、どっちかというと事務的なミスかなということで考えることもできたわけです。今回は、永代供養の実態がなかったということになりますので、お金がどっかに消えたということになるんじゃないかと、これは後のほうでまた質問します。

事実関係として確認しますが、施設に今回の歳入で入ってくる金額はいつ求償していつ入金があったんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

施設とは、本年4月6日に覚書を締結いたしまして、5月2日に施設のほうから本市へ求償金の支払いがございました。

○笹井委員

わかりました。第3項目に入りますが、お金の流れについて、平成21年に遺留品を処分したときの施設側の担当者が誰か把握していますか。そして、その人は現在もその施設に在籍しているんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

このたびの遺留金にかかわった担当者につきましては、施設長、事務長、生活相談員であるという報告を受けております。生活相談員の方は現在もおりますが、ほかの方につきましては既に退職しております。

○笹井委員

21年のお金の処分の件については、いろいろ県のほうの特別監査などもありまして、26年7月30日に施設から改善報告書が出されているわけです。この改善報告書を見ますと、光市は責任の所在や関係者の処分が適切と判断し、報告書を受理しているというふうに議会のほうで答弁しています。であるならば、その改善報告書に書いてあります処

分された施設側の関係者とは、誰なんでしょうか。先ほど言われた方のうちのどなたなんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

当時の施設の事務長と生活相談員でございます。

○笹井委員

わかりました。今回永代供養料の支払いの実態がなかったということがわかった。一方で帳簿を見るとその分支払ったということは、お金が減っているわけで、ということは、永代供養料174万円がどっかに消えたということでございます。

これは順当に考えまして、先ほどの処分した担当者のうちのどなたか、かなり絞って考えますと、処分された施設側の関係者のどなたかが持っておるのか、もしくは、別の金庫の中にどっかあるのかもしれませんが、そこは、お金はどこにあるかというのは結局、市として確認されているんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

そうしたことは、本市としては存じ上げておりません。

○笹井委員

お金を施設の中でどっかにとっていたとか、あるいは誰かが、現在いる職員の人を持っておって、それを含めてこのたび施設から求償されたのであれば、別に私としては、一件落着、お金的には、出入りが片づいたと思います。もし、そう思って退職された方がおられるとかいうことであれば、その人にきちんと返してくれと、返却を迫らないといけないと思います。光市としてきちんと、そのお金を持っている人に返してもらうところまで、追求すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○植本高齢者支援課長

それにつきましては、施設のほうで対処していただくというふうに考えております。

○笹井委員

このたび、求償してその金額が返ってきたということですから、光市としては、返ってきてしもうてますから、それ以上、なかなか言いづらいのかなと思います。ただ、返ってきたというのが、私らが聞いたのが、今議会が初めてですので、なかなか、私としては疑問が拭えません。

次、市としての告発義務についてお聞きいたします。

最初に戻りますが、処分したことによって、大島に遺族がおるということで、大島の人にきちんと遺品の請求権があるということが一時あったわけです。この大島の遺族には、結局今回永代供養料の支払いの実態がなかったというようなことは伝えているのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

大島の相続人の方につきましては、相続すべき遺留金について、請求権を行使したの
であり、支払い実態の有無につきましては、伝える必要がないというふうに考えていま
す。

○笹井委員

その時点であればそうかなと思いますが、今回結局お金がどっか、そうはいっても消
えているわけです。大島の人が現時点で請求権があれば、告発権もあるわけですが、光
市から大島の人へも、お金を支払ったことにより、告発権を奪ってしまったことになる
んではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○植本高齢者支援課長

本市といたしましては、告発権だったというふうには認識しておりません。

○笹井委員

平成26年のこの件の記者発表では、告発について、市のほうで対応を書いたものがあ
りまして、被害が法人外に及んでおらず問題の金額が戻った状態にある。それで、刑事
告発を見送ったというふうに、記者発表のときに説明されておるわけです。

それは平成26年の時点ですが、今回、現時点において、もう一回見直しますと、まず
お金が法人外に出ておる可能性もあるわけです。また、光市に関しても、光市の負担も
発生しておるわけですから、やはり光市として原因究明を求めて、告発すべきじゃない
かと考えますが、いかがでしょうか。

○植本高齢者支援課長

本市の負担につきましては、市が相続人に対し、相続人不存在と判断し、相続人が受
け取るべき相続財産を処分したこと等の不法行為による負担でありますので、妥当な負
担であるというふうに考えております。

○笹井委員

刑事訴訟法の第239条第2項には、官吏及び公吏は、その職務を行うことにより犯罪
があると思料するときは、告発をしなければならないとあるわけです。これは、平成26
年のときには若干議論もありましたが、犯罪があるというふうなことを役所が認識した
ときは告発をしなければいけないという義務規定だと考えるんですけれども、今からで
も光市として告発すべきではないでしょうか。被疑者不詳になるかもしれませんが、
告発しないのであれば、その理由は何でしょうか。

○植本高齢者支援課長

まず考え方といたしまして、支払いの確認ができなかったことをもちまして、即座に

犯罪であるとの判断は困難であることから、告発までもっていくことは相当の根拠が必要であるというふうに考えております。

なお、今回のケースにつきましては、市といたしましても、顧問弁護士による指導を受け対応をいたしまして、支払いが確認できなかった経費につきましては、同法に抵触した可能性のある件について、規定の期間が満了していることも承知したため、委員仰せの手段に至りませんでした。

○笹井委員

今の回答で規定の期間を満了したということですが、それは時効ということですか。具体的に何年が満了したというふうに捉えておられるでしょうか。

○植本高齢者支援課長

7年が満了したということでございます。

○笹井委員

平成21年から7年という28年で、去年の段階で、まだ大島の方への支出を議案として議論するときであれば、まだこの対応が間に合ったのかなとも考えておるわけです。確かに、私も調べましたが、いろいろなお金の時効は7年というのは標準的な事例だなと思って、私は残念に思っています。

次、第5項目に入りますが、市議会の議決事件との照らし合わせについてお尋ねをしたいと思います。まず、今回の求償と入金に当たり負担の割合を定める文書を市として締結していますでしょうか。

○植本高齢者支援課長

先ほど申し上げました覚書につきましては、双方の負担額を明記しておりまして、負担割合については記載はしておりません。

○笹井委員

額を明記したものであっても、そういう当該施設と光市の負担割合をきちんと覚書で判子をついたということであれば、これは和解に当たるのではないかなと思っています。地方自治法第96条議会の議決事件の中、第12項には和解の項目がありまして、和解するに当たっては、議会の議決が必要であるというふうに考えておるわけですが、執行部としてはこの点についてはどう思われていますでしょうか。

○植本高齢者支援課長

このたびの案件につきましては、市の求償に対しまして、施設が応じ、市と施設の協議により行われたものであり、和解には当たらないものと判断しているところでございます。

○笹井委員

当たるか当たらないかは、逆に議会側で考えなきゃいけないのかなと思いますが、ただ、そうは言いましてもお金が入ってきて文書が結ばれているというので、それを議論していいのかなと、私も頭が回らないところでございます。

第6項目、山口県との関係にまいますが、今回の件、永代供養がされていない、あるいは今回求償してお金が入ってきたということについては、平成26年度の監査を行った山口県へも報告しているのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

県の長寿社会課に報告しているところでございます。

○笹井委員

県が特別指導監査に入っておりますけれども、この段階で、永代供養の実態のなかったことは、さすがに県も見逃しておるわけですね。平成26年6月の市議会の委員会質疑で、私が尋ねたんですけれども、入所者の預貯金と台帳の突合について、この監査は県の範囲であるので、市としてわかりかねるというふうに、当時の総務課長が答弁されております。

県の権限でやって、市がわからないもの、そこに支払いの実態がないことが後から判明したのであれば、山口県にも責任が発生するんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○植本高齢者支援課長

繰り返しになりますが、監査はあくまで、事務処理が適正に行われているかを調査、確認するものでございまして、監査において、遺留金の使途については、適切との判断がなされたものでございまして、したがって、県の責任はないものというふうに考えております。

○笹井委員

実際、それで県にお金を請求するのめどうかとは思いますが、ただ、そのときの答弁、県の監査の範囲であってわかりかねるというのを、市が堂々と答弁するというのは、これは大変不適切な答弁だというふうに考えております。

最後の項目、市の責任のほうにまいますが、今回の事件、平成21年ですかね、お亡くなりになったのが。現在において、本件に関しての市役所の職員の処分は、どの案件にどの立場の者が処分を受けていますでしょうか。

○植本高齢者支援課長

平成28年6月1日に、在職中の当時の所管課長及び担当職員に対しまして、相続人の見落としや施設との適正な事務手続を怠ったことに対しましての処分、文書訓告を行っております。

○笹井委員

処分があったのが、平成28年ですけど、実質的に処分された内容については、21年の入居者が死亡したときの遺留金の処分についての誤りで、それで、処分があったというふうに理解してよろしいですか。

○植本高齢者支援課長

そうでございます。

○笹井委員

平成28年ですから、その後いろいろ大島の方への支払い、遺族への支払いがあったり、あるいはこのたび永代供養のお金が実際に支払われてなかったという新しいことが判明したわけです。その過程において、今までの委員会答弁などで、問題があったり間違っておったというのもあると思います。

平成21年に、人がお亡くなりになったときに、その処理について不十分であったことよりも、その後、県の監査があつていろいろ調べて、その中で市議会への報告が不十分であった、こっちのほうの責任が重いと考えますが、いかがでしょうか。

○植本高齢者支援課長

監査の権限と市の権限の範囲内で調査を今まで行ってまいりました。また、適切に議会にも報告をさせていただきまして、質疑にもお答えしたと考えております。したがって、調査や議会の報告が不十分であったというふうには考えておりません。

○笹井委員

この辺は、今からまた持って帰ってよく考えていただきたいんですけど、平成26年の特別監査で改善報告書があり、適切と判断し受理したというふうにされ、この議会でも説明があったわけです。今から考えると、この段階で、不十分なことが結構何件あったわけです。であれば、その事件が起きた、お亡くなりになった21年の行為だけではなくて、それ以降の26年の監査の対応や、あるいは、今回の永代供養料を払ってないという実態を今回把握した。ということはそれまで、誰も把握していなかったのか。こういう問題があつて、このことについて調査と必要であれば、関係者の処分が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

私の考えとして、最初の事件のときの担当者と課長だけ処分されて、その後の人は全く処分がないというのはどうなのか。ここまで問題が大きくなった段階では、後の責任のほう重いし、きちんと調査をして処分すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○植本高齢者支援課長

処分をする、しないというのは、その判断につきましては、総務課の所管になると思われませんが、監査も適正に行われてまして、また相続人の損害賠償やその後の施設への

求償について、市の委託弁護士などに相談しながら、行っており、これらについては問題ないというふうに考えております。

○笹井委員

本件については、とにかく延々市議会で問題になって、過去の報告や補正予算までである中で、このたび市議会で全く相談、報告がないままに、永代供養料も支払いがなかったことが判明した。それについても責任割合、金額を定めたものをきちっと締結して、そして市から求償してお金が入って、その後、今回初めて市に補正予算として報告があった。これは市議会と行政の二元代表制、議会の役割を行使する意味でも大変、問題の手続だと思っておりますが、こちらについては、議会内で議論する問題だと思っております。

私の質問の最後ですが、今回の補正でこの事件は終わりなんでしょうか。まだ、本施設について懸案を抱えているということはないのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

終息したものというふうに考えています。

○笹井委員

最後の回答は評価します。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第45号 平成29年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

先ほど聞いてもよかったんですが、臨時職員の賃金、これは何カ月分ですか。

○植本高齢者支援課長

これは、病気休暇を取得した保健師ということで、保健師の臨時職員の3カ月分などです。

○大田委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○土橋委員

特養の待機者数は現在どのようになっているのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

平成29年3月31日現在で、特養の入所要件は介護3以上の方ですので、介護3、4、5の方につきましては、142名いらっしゃいます。

○土橋委員

いろんな人に聞くんですけども、この142名というのはどうやって調べられたんですか。

○植本高齢者支援課長

市内の特別養護老人ホームの各施設に調査をいたしまして、重複もございまして、こちらのほうで、重複した方につきましては、カウントしないということで、こちらのほうで作成をしております。

○土橋委員

そうですか。142名はおおむね重複してないということですか。

○植本高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○土橋委員

そうなってくると、光市、特養の増設の将来計画みたいなものは、今どういうふうになっておるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

本年度第7期介護保険事業計画を策定するものでございますが、今後、当然、施設を整備すれば、保険料は上昇しますので、介護基金の活用も視野に入れながら、特養の整備というのも考えていかなければならないというふうに考えておりますので、長期的な計画というのは、はっきりとしたものは持っておりません。

○土橋委員

市内の特養は、随分以前ですけども、聞いたところ、80床を基本として、大体並べていくというふうに聞いているんですけども、今でもそれは守られているんですか。

○植本高齢者支援課長

第6期の介護計画であります。27年度から29年度におきまして、まずは80床の整備をいたしました。その後まだこちらのほうは整備を必要ということで、もう20床、1つの日常生活圏域の特別養護老人ホームにお願いして、もう20床整備しておりましたので、80床という整備については、均衡は崩れているというか、1つだけ80床超えるところが今現在ございます。

○土橋委員

しかし、そうであっても大体横並びでやっていこうじゃないかという、そういう思惑はあるんですね。

○植本高齢者支援課長

第7期につきましては、先ほど申し上げましたように、今から策定するわけですが、まずは、施設のほうの施設要望を聞き取りまして、それを踏まえまして、施設整備に結びつけていくということですので、そういった意向調査等の結果も踏まえなければいけないというふうに思っています。

○土橋委員

関係者から、介護士さんが非常に集まりにくいというような話、切実な声を聞いています。今、光の特養は4カ所ありますけれども、ここは、取り締まるという意味じゃなしに、介護士さんは、ちゃんと員数がそろっているかどうか、御存じですか。

○植本高齢者支援課長

特養の整備については、人員基準がございまして、それをクリアしないと定員の入所はできませんので、それはクリアしているものというふうに考えております。

○土橋委員

私の聞き違いかもわからんが、私が言ったのは、100床のところ、80床のところ、91床ですか、これくらいのところの特養は、介護士さんの数はそろっているんだろうかということです。調べてなければ調べてもろうてもいいですよ。

○植本高齢者支援課長

定員につき介護士さんの数というのは、基準で決まっておりますので、そろっているものというふうに考えおります。

○土橋委員

民間診療所を言うていいですか。

○委員長

どうぞ。

○土橋委員

6月議会の私の一般質問がちょっと長くかかりましたので、民間診療所の誘致については、もう一度、申しわけないんですが、今後どのような活動をされるのかというところで、ひとつお答え願いたいんですが。

○柏木健康増進課長

本年度新たな取組みとして、民間事業者が行う医療従事者向けメール送付サービスを利用し、開業に関心のある勤務医に誘致制度の情報を送付することとしております。

具体的には、メール送付サービス事業者は登録医師の情報として、診療科、年齢、勤務エリア等を所有して、開業に関心がある医師にのみ、開業に関するメールマガジンを送付しており、診療科として泌尿器科、眼科の勤務医の抽出や年齢などを絞った上で、医師の情報が確実に届くことから、効率的かつ効果的であると考えて実施する予定であります。

○土橋委員

こういうことをやってくれるコンサルというものはあるんですか。

○柏木健康増進課長

医療従事者向けメールサービスを行う事業者がございます。

○土橋委員

何で早くそれを見つけ出さなかったんやろうかと思って、それを言うてもしょうがないから、2,000人ぐらいでしたか、それに連絡をすると、1回100万円程度の費用がかかるということでしたかね。

○柏木健康増進課長

そのとおりです。1通当たり450円かかりますので、2,000通送付しまして、97万2,000円を予定しております。

○土橋委員

これは余談ですけども、コンサルのほうで話をしたかどうかは知りませんが、大体うまくいくんじゃないかねとか、難しいんじゃないかねとかいうような、そういう話がありました。

○柏木健康増進課長

業界トップの事業者によりますと、そういったメールマガジンについては、開封率は15%から25%。

○土橋委員

何率。

○柏木健康増進課長

開封率、メールを送付してあける開封率ですが、これは15から25%、そしてまたメールからホームページに飛んでクリックする率というのは、0.5から1%というふうに聞いておりますが、会員の登録時に、その事業所が2週間かけて医師であるかどうかの確認をとってございまして、勤務医へのアプローチが、面接とか、郵送ともに困難な中、誰にも知られることなく開業に感心のある医師にダイレクトに見ていただけるので、有効であるというように聞いております。

○土橋委員

最後に、今からやるわけだから、そんなこと言うても変な話やけども、1回でやめようということですか。せめて、石の上にも三年というけど、3回ぐらいは何か期待してもいいですか。

○柏木健康増進課長

まずは1回送付して、メール送付後の反応を確認して検討していきたいと考えております。

○土橋委員

これからも積極的な取り組みを期待して質問を終わります。

4 環境部関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

それでは、1点お尋ねします。

下水道供用予定区域の下水道管の接続についてお聞きします。

これまで、私も委員会ではたびたび聞いておりますので、下水道供用区域を全部管が行くのは本当はまだ何十年も先になると。ただ、その中でできるところとできないところを定めて、できないところには合併浄化槽の措置などをされておるといふ、この対応自体は評価をしております。

また、できるところも人口の密集地とか、あるいは工事がやりやすい車が通る道路、あるいは公共施設みたいなものを優先してやって来られたのかという流れは私なりに理解しておるところです。そこでちょっと1つ、場所が残るのが室積7丁目にあります峨嵋山の登り口のトイレ、普賢寺裏の駐車場のトイレといったほうがいいのかと思うんですが、ここは市に設置していただいております公共用のトイレでありまして、下水道供用予定区域にも入っております。工事的にも県道に隣接しておりますので、アイゴの奥とかいう、そういう難所ではないと思うのですが、このトイレの水洗というのは全くされておられないのですが、このトイレを下水道につなぐことはできないのでしょうか。

○小田環境部次長

室積地区の下水道の整備につきましては、平成24年度に室積地区下水道整備7カ年計画を立てて推進をしているところでございます。

本年度につきましても、国道188号の歩道部、東ノ庄、江ノ浦、それと市延につきましても実施設計に着手したところでございます。

このように、先ほど委員さんからも御紹介ありましたように、住宅地を主に整備を進めておりますことから、御質問がありましたトイレに関しましては、こういう住宅地の下水道の整備が終わった後にならうかと思っておりますので、当分の間は下水道の整備は困難な状況でございます。

以上でございます。

○笹井委員

市の考えはわかりました。ただこの峨嵋山、室積公園の入り口の目立つ公共トイレ、目立たない場所にはもっと象鼻ヶ岬の先とか南町公園などありますので、利用客も多い。利用の方からも結構苦情が出てきている。さらにもうお詳しい方はそのトイレは汚いから民間施設でありますけど、普賢寺さんのトイレを借用するというような事例、動きもあったりして、本来の公共的トイレの役割はどうかかなと考えております。

場所的にちょっと確認ですけど、あそこの前にはまだ下水道管は布設されていないですね。ちょっと確認です。

○小田環境部次長

布設されておりません。

○笹井委員

わかりました。

近隣の住宅地あるいは付属小学校などは布設されていますので、トイレも老朽化していますから一層のこと接続しやすい場所に建てかえたらどうかという考えも持っているわけですが、トイレの所管自体はこれどうも経済部の所管のようでございますので、またそちらのほうでちょっと尋ねてみたいと思います。

終わります。

○大田委員

このたび、ごみの分別の種類が変わったように報告を受けました。一般質問でもされたようですが、ごみの分別は具体的にどのような分別の仕方したらええのかというのをちょっと教えてほしいんですが。

○小山環境事業課長

ごみの出し方の一部変更についてということでございますが、今まで容器包装用プラスチック類、いわゆる黄色の袋で出していたもののうち、汚れが落ちないものにつきましては今まで青い袋、その他のプラスチックで出していたものが、その他プラスチック類の青い袋から可燃ごみで出せるというようにごみの出し方が一部変更になったということでございます。

以上であります。

○大田委員

具体例としてどねえなもんがあるかというのをちょっと教えてほしいんですが。

○小山環境事業課長

例えば、商品を包んでいたラップ類、あるいは調味料の小袋、レトルトパック、チューブ容器、いわゆるマヨネーズやワサビとか入っていたもので汚れが落ちにくいものだとということで想定はしております。

以上です。

○大田委員

だから、そねえなものに対しては透明の袋に入れて普通の可燃ごみと一緒に出してもよろしいという理解でよろしいんですね。

○小山環境事業課長

基本的には容器包装用につきましては、リサイクルということが前提ではありますので、きれいになるものにつきましては黄色で出していただくことが前提ではありますが、どうしても汚れが落ちないものにつきましては、可燃ごみでも出せるということになるということになります。

○大田委員

1つ疑問に思うんですが、コンビニやら売店やらで売っている弁当はそのまま出してよろしいんですか。それとも洗うて青色の袋のほうに入れて出さなくちゃいけないんでしょうか。

○小山環境事業課長

弁当からは、プラマークがついているものにつきましてはきれいになるということですので、基本的には容器包装用プラスチック類、黄色の袋で出していただくというのが前提ではありますが、どうしても汚れが落ちないということになりましたら、その他青い袋ではなく可燃ごみのほうでも出せるということになりますが、基本的には容器包装用で出していただくというのが大前提ではあります。

以上です。

○大田委員

了解しました。

それが今度、7月から分別収集ができるということですが、もう期間が短いんです。市民に対しての周知方法というのはどういうふうにされていますか。

○小山環境事業課長

市民への周知ということでもありますけども、まず6月から市内10カ所におきましてごみ減量等推進委員会議の中で、ごみの出し方の一部変更について御説明をさせていただいておるところです。

それとあわせまして、6月25日の広報につきましては、ごみの出し方の一部変更ということをして市広報のほうに載せると同時に各戸配布で、今回ごみの分別事典を改定いたしましたので、それを配布する予定としております。

○大田委員

なるべく市民の方に周知徹底されるよう、お願いします。
終わります。

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第52号 公有水面埋立てに関する意見について

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「特に意見なしと答申、可決すべきもの」

②議案第53号 市道路線の認定について

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、2点ほど事業の内容とか予定についてお聞きします。

まず、最初に17番、地図でいうところのちょうど真ん中ですが、光井島田線の工事です。ここも光井側からは工事が全部済んでいまして、今度はしばらく休んだ後に今から島田側にかかるのかなと理解いたしますが、この路線が全部改良される予定というのは何年ごろになるのか。それは大体もう決まったものがあるのでしょうか。

○酒向道路河川課長

今時点では、県からは何年度完成という明確な回答というのはいただいておりませんが、用地を解決いたしまして確実に工事に入っていくということでございます。

○笹井委員

今回の工事はこの前の光井側みたいに途中でとまるんじゃないでなくて、これからどんどん用地を買って広げていって、最終的には光井から島田へ抜けられるようにするまでが一応目標の工事ということによろしいですか。

○酒向道路河川課長

そのように認識をしております。

○笹井委員

わかりました。

次、番号でいいますところの16番、主要県道光井島田線、スポーツ公園の下、ここも現在、用地取得と拡幅工事が進んでおるところでございます。これは過去、本会議でも2回質問しているんですけど、主要県道光柳井線を市民ホールから光高を抜けてスポーツ公園の下に行くとT字路になって右に行っているのか左に行っているのかわからない。全く看板がないという状態でございます。

今回、ここの地点も含めて工事をしておりますので、私は常識的に考えてここの工事が終わったときには案内看板が必ずつくであろうと。どっちが柳井でどっちに曲がれば柳井方向に行けるのかというのが必ずつくのは当たり前ではないかと考えておるんです。ここの工事が完了した際にはあそこの看板もつくことも予定されているのか、それともこれはまだ決まっていなくて今からなのか。状況をお答えください。

○酒向道路河川課長

今現在、案内看板を立てるといのは確認はとれておりませんが、今後、県に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

私も過去数年前から言っておるわけですけど、県に看板取りつけてほしいと言うのは今後なんですか。今までは特にやっていないんでしょうか。

○酒向道路河川課長

今までも議会で取り上げられておりますことから、今までも話はしておりますし、今後も引き続き県には要望をしてまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。

県内幅広く車で走ってみても、主要県道を真っすぐ行ったらT字路になってどっちへ行っていいかわからないというのは、全部調べたわけじゃありませんが、極めてまれなケースだと私は思っています。過去にここでやっぱり事故とか、あるいはパトカーのいいスポットになったりしておったこともありましたけれど、とにかくきちっとした工事

をしてきちっとした看板を打つことをお願いして、終わります。

○土橋委員

7番のところは、確か光日積線のコンパクトシティの関係だろうと思うんですが、建物調査ということですが、これは今から始めるという意味ですか。どういうふうに解釈したらいいですか。

○橋本監理課長

今から調査に入ると聞いています。

○土橋委員

ということは、了解は得ているということですか。

○橋本監理課長

了解いただけているところと、まだ引き続き交渉されているところとあるように聞いております。

○土橋委員

関係の件数というのは何件くらいあるんですか。

○橋本監理課長

全体では、約20件と聞いております。県道に関する絡みの中で。

○土橋委員

ありがとうございました。

○笹井委員

それでは、3項目についてお伺いします。

まずは、赤線道の維持補修についてですが、市道ではない道路です。法定外公共物で地元管理というのは、一応前提はわかっておるんですけども、赤線道について、過去にきちんとアスファルトできれいに舗装して、車がきちんと通れる道路になっているところも多々あるわけがございます。こういう舗装をされている赤線道の維持補修はどこが行うのでしょうか。

それと具体的に現地を1カ所示して聞きますが、室積中央町でこの舗装赤線道の路盤が沈下して、私も運転中に、ごっこんと何か穴にでも落ちたみたいに沈下しておるところがあったわけがございます。市のほうにもお知らせはしておりますけれども、ここについては結局どのような対応となったのでしょうか。

○酒向道路河川課長

車両が通れる舗装された赤線道ということで、いわゆる法定外の公共物ということだと思われま。法定外公共物につきましては、利用される皆さん方での維持補修をお願いしているところでございます。

なお、赤線につきましても原材料等は支給いたしますので、地元での対応ということをお願いしております。

以上です。

○笹井委員

原材料支給については理解していますし、私も室積の何方所かで実際にそこの方と一緒に、いただいた砂利を埋めたというのがあります。

地元管理が原則ですから、そういうことになろうかと思うんですが、ただ先ほどみたいに過去においてきちんと舗装されて市道と見間違ふような道路というものもあるわけでございます。その穴に砂利をもらっても仕方がないというか、砂利じゃ対応できないですから、こういうところについては市としては地元からそういう相談があった場合どのような対応をとられるのでしょうか。

○酒向道路河川課長

原材料支給といたしまして、クラッシャーラン、碎石、粒度調整材だけではなく、簡易的な舗装ができるものもでございます。今、材料もいいものが出ておりますので、一言相談していただければ、適切な材料等のご案内ができるかと思ひます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

次の項目に参ります。江ノ浦道路、これも私は市議会でも何回も質問していますが、国道から商店を撤去して用地は買収できております。過去の答弁で、道路管理者とか警察との交差点協議が必要であり、交差点協議をしておるといふところまで確かお答えいただいたと思うんですが、その交差点協議の進捗状況についてお答えください。

○酒向道路河川課長

交差点協議の進捗ということでございますけども、委員御承知のとおり国道と県道が交錯いたします交差点でございますことから、国土交通省の山口河川国道事務所、そして山口県の道路整備課、そして山口県の交通規制課等々と協議しております。

現在、国土交通省と交差点について右折レーン等の構造についての協議を進めているところでございます。

以上です。

○笹井委員

交差点協議って、私の認識では半年もあれば基本的には協議ができて、いいかだめか

という答えが返ってくると思っておるんですが、一体どれだけの期間とられるんですか。

○酒向道路河川課長

今、国土交通省と協議しており、協議の途中では、山口県交通規制課の意見を聞いてくださいとか、そういう協議が順次入ってまいりますので、その関係で他の調整にいろいろと時間を要している状況でございます。

以上です。

○笹井委員

また議会の度に聞こうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、江ノ浦道路については国道から中の市道江ノ浦線というのか、中道といわれておるところ。そこまでは用地買収も済んでいますし、建物も全部撤去されておりますから、いずれ道路がつくんだらうなということが目で見てわかるわけです。その先、中道から海に抜ける部分について、過去には抜けるといったり、あるいはやりません、曲がってくださいといわれたりと、市の人も随分答弁が長い歴史の中で揺れておるところだと思います。

私の考えは、道路というのは基本的には真っすぐ進めるもんだと思っておりますので、きちんと建物を撤去して道路を接続して漁協とか牛島波止場に迷いなく行けるようにすべきだということなんですが、この先線について市は対応をどのように考えておられるのか。特に、そこに3軒、家があって、本当に老朽化して持ち主の方も困っておられる状況にあるわけですが、この先線の予定の部分の検討についてもどのような取り扱いになるのか、お答えください。

○酒向道路河川課長

先線につきまして、現在、国道から1本入ったところの市道江ノ浦線、そこまでの事業、国道から入る1本につきまして優先的に工事を進めたいと考えておりますことから、現在、他の部署と調整を図りながら検討している段階でございます。

以上です。

○笹井委員

結局、先線の部分の建築物件につきまして、事業のやり方はいろいろありますし、過去よくやられたやり方は、その先々道路が通る予定のところは土地を先行取得して事業化のときに市が買うというようなやり方もあったわけです。今現在、そういうやり方というのはとれないんでしょうか。

○酒向道路河川課長

今の方法ですけども、事業化いたしまして、用地着手していくというふうに考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりやすく、できないならできないと言ってもらったほうが私も理解が進みますが、一応、今の回答で大変難しいというか、できないんだろうなということは理解いたしました。

3項目に参ります。

J R光駅前の駐車場について、お尋ねしたいと思います。

この1日当たりの料金収入というのは幾らになるのか。また、1日当たりゲート通過台数は何台か把握されておられますか。

○松並都市政策課長

光駅前の駐車場についてお答えを申し上げます。

まず、1日当たりの収入についてでございますが、年間総収入を365日、1年間で割った値で申し上げますと、ここ数年は1日当たり約4万円で推移をしております。

それから、通過台数についてのお尋ねをいただきましたけれども、現地は夜間、夜の7時から翌朝6時までは詰所に管理の者がいない状況にあり、夜間の通過台数の把握が不可能な状況にありますことから、こちらについては把握ができておりません。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。夜間は車が通る台数がわからないということでございます。私も利用していますので、そういう実態だろうということは理解しておるわけですが、一応、確認でお尋ねします。夜間に車が出るときの料金の支払い、通常は入場するときの規定分払いますけれども、中には1日のつもりが実は用事があって3日、4日かかったというような場合もあろうかと思えます。そうした車が夜間に出場する場合の超過料金の支払いはどうするのでしょうか。

○松並都市政策課長

仰せのとおり、基本的には入庫時にお支払いいただくこと、先払いとなっておりますが、諸事情により日数等が延びて超過料金が生じたときには出庫時に差額をお支払いいただくこととなっております。夜間の出庫時に超過料金が生じた場合には、設置しております料金箱に投入する運用としております。

以上でございます。

○笹井委員

過去にも私を含め何人かの委員が、いっそのこと自動ゲート化したらどうかという提案をさせていただきました。ただこれについてはいずれ光駅の駅舎を含めた総合的な整備がありますし、そのロングタイムで考えていくことで、今この段階で言うことではないかなと思っています。一方で夜間、結局、その料金箱に入れる支払いで任意であると

ということで本当に払っているのか、払っていないのか、よくわからない。そのまま、すうっと行ってしまうということでございます。

開閉ゲートじゃなくても、例えば夜間に車が通った台数をカウントするような、簡易的な機械を取りつけて夜間の出入り状況についても把握すべきだと思っておりますが、そういう機械の取り付けはできないのでしょうか。

○松並都市政策課長

仰せのとおり、今年度から光駅前構想づくりに着手したところでございまして、交通結節機能の充実の観点から駐車場の配置等についても検討してまいることとしております。

このため、御提言いただきました台数把握のための新たな設備投資につながることは当面控えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○笹井委員

車が何台通ったかというのはセンサーみたいなもので、大工センターぐらいで揃うようなもので、できるんじゃないかなと思っております。

もう1つ確認しますが、夜間の出入りはわからないということですが、何台の車が停車して一晩越したかと、これについては把握しておりますでしょうか。

○松並都市政策課長

管理の者が、出勤時に朝一番の台数を確認しております。そのため、前日の夜、仕事を終えるときの台数との差は把握できますものの、夜間だけの出入りというものも当然でございますことから把握は困難というふうに考えております。

以上でございます。

○笹井委員

だから、夜7時に閉める、そのときの台数と朝6時の台数はわかるということでございますね。

どれだけ本当に、夜間お金を払って回収できておるかというのはちょっと興味がある問題でございまして、またその辺の数字も教えてもらいながら、この問題、私なりに勉強していきたいと思っております。

終わります。

○大田委員

岩田駅前コンパクトシティ計画で岩田駅前に駐輪場をつくるというのは、もう計画上ではできているはずなんですけど、いまだにできていないんです。そのところはどのようになっているのでしょうか。

○松並都市政策課長

平成24年に策定いたしました岩田駅周辺地区整備基本方針の中で取り組むべき22個の施策事業例の一つに駐車場・駐輪場の整備をお示ししているところでございます。

ただ、その後、地域の皆様方の御意見も踏まえつつ、現在御承知のようにコミュニティセンターの建設、あるいは道路、それから公営住宅の建設を進めておりますが、こちらの整備を優先をさせていただいております。現在、駐輪場の整備には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

駐輪場は今現在、屋根がないんですよ。下が砂利で、高校生なんか雨が降る日なんかはカップを着て、そこへ来るわけです。そこで濡れながら脱いで、また駅のほうに行くというように非常に自転車で通う人は不便に感じておる。

複合型施設、県営住宅、市営住宅のほうに持って行っているからできないというふうなことを言われたんですが、計画ではもうできていなくてはいけません。なぜそこが複合型施設のほうだけを考えられ、その駐輪場のことは考えられないのかということが不思議でならないんですが、答弁よろしくお願いします。

○松並都市政策課長

基本方針策定後に市民、地域の皆様方の懇話会等も立ち上げまして、御意見等も拝聴しながら整備基本計画を策定して現在に至っておりますところでございますが、こうした状況等も踏まえながら、事業個別の優先度を検討してまいって、今日に至っているところでございます。御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、その優先度がそっちのほうが高いから自転車置き場は優先度が低いというように考えられて、今現在はしていない。どうもそのところが理解できないんです。なぜ、自転車置き場はすぐにやりますというように書かれたのか。そのところが不思議なんです。もう一遍説明してください。

○松並都市政策課長

先ほど申し上げました、24年に策定いたしました基本方針の中では、施策事業例の一つに駐車場・駐輪場の整備を掲げております。委員おっしゃられるのは、こちらのおおむね5年間で実現を図るといふ、前期というふうなお示しをしておることへのお尋ねかと存じますが、繰り返しになりますが、その後の地域の皆様方の御意見等も踏まえつつ、事業の優先度等を検討してまいって、前期というふうにはなっておりますけれども、着手、実現には至っていない状況でございます。

○大田委員

懇話会の御意見の中で駐輪場は後でよろしいという意見が出たのでしょうか。

○松並都市政策課長

大変申しわけございません。後でよろしいという意見が出たかどうかは、ちょっと手元にございませぬけれども、住宅整備あるいはコミュニティセンターの整備に関する建設的な御意見を多くいただいたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

これ以上言っても仕方ないんですが、ああいうふうに平成24年度から最初にやるような工程表を書かれたが、懇話会なんかを設けて重要度が複合型施設、市営住宅のほうが高いとかいうようなおかげでその駐輪場ができない。私はそういう工程を立てたら駐輪場ができるんだと皆さん期待をしておられると思うんです。だから、やっぱり工程表のとおりにある程度進めていってもらいたいと思いますから、今後ともよろしくお願ひします。

変わります。

住宅長寿命化計画では5年以内に進めるということで松中住宅が上げられておるわけですね。その進捗状況ちゅうのはどういうふうな感じになっておるのでしょうか。お伺ひします。

○国広建築住宅課長

御指摘の松中住宅の建て替えについてということでございます。

松中住宅の周辺に市営住宅がたくさんございまして、南汐浜住宅19戸、西之浜住宅14戸、汐浜2区住宅10戸、合計43戸、こちらのほうは用途廃止の方向性が示されており、これらの周辺団地を含め、松中住宅の建て替えに必要な移転の住戸の確保が様々な状況により、困難なところが今出ておるところでございます。

今後は、今年度策定いたしました公共施設の総合管理計画、また、本課の長寿命化計画に沿って、用途廃止と建て替え、両面を住民説明会や入居停止等、さまざまな手法を考えながら実施していきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

長寿命化計画のとおり、その工程表に従ってある程度進めていってもらいたいと、今後ともよろしくお願ひします。

次に移ります。

その住宅において、各高層住宅というか、あれには駐車場があるわけですか。それに対して白線が引いてあるわけですか。その住戸に対して、1号棟の1階の人はこの枠内を、2号棟の人はこの枠内をという白線が引いてあるんですが、今現在、白線が消えてどこ

にとめていいかわからないという状況が続いておると思うんです。その白線をもう一遍引き直すということは考えておられるのでしょうか。

○国広建築住宅課長

中層の住宅において、駐車場整備したところでの駐車場の白いラインというところが消えかかっている、見えにくいという状況が各団地で起こっているというところは認識しております。

現在、業者等に見積り等を聴取している状況でございまして、修繕対応でこれらを改善していきたいと思っております。

以上です。

○大田委員

今、以前に住んでおった方はこの場所は私の駐車できる場所だとわかると思うんですが、新しく入って来た人はその白線がなければわからないと思うんです。ぜひとも早く白線を引いてください。よろしくお願いします。

次に移ります。

先ほども質問が出ていましたが、認定外路線というのが市にはいっぱいあると思うんですが、基準はどのようになっているのでしょうか、教えてください。

○橋本監理課長

市道認定の基準は、現在、基本的には山口県で策定している開発許可の道路整備要件を満たすことが必要で、主に幅員4m以上、両側に道路排水施設の整備、路面が舗装されていること、土地が個人の所有でない、袋道の場合は回転場を設けることと、あと利用者が複数の世帯などの要件があります。

○大田委員

その規定は何年ごろにできたのでしょうか。

○橋本監理課長

ちょっと済みません、今手元に持っておりません。

○大田委員

それがわからなければ、今後の質問はならないんですが、今、同僚委員も言われたんですが、認定外道路は舗装されている道路がほとんどなんです。それは市が舗装されたと思うんですが、それに対して補修または側溝をつけてもらいたいというようにいろいろな要望が出ています。認定外道路だからできないと、その規定はどうなっているかといったら、今現在では4m以上で両側に側溝があるとかいう基準があるんですが、それ以前はどういう規定で認定外道路から市道に格上げされたのかというのをちょっとお聞きしたかったんですが。

○橋本監理課長

現在、幅員が狭いとか、両側に側溝がないとか、どういう形で市道認定されたか、はっきりしたことはわかりませんが、通行量が少なかった時代においては幅員が3 mとか2 mとかの程度で整備をされた路線もあり、当時それを市とか町が認定を行った道路については現在でも市道として管理をしております。現在では、認定要件を満たしている道路につきましては、市道認定をして市が管理をしているということでもあります。

○大田委員

私は、以前は市が舗装しておるといのように言ったんですが、それは間違いはないでしょうか。

○橋本監理課長

今の場所を、ということでしょうか。

○大田委員

今、以前、認定外となっている生活道路に対して、今現在、認定外となっている道路に対して、以前は市が舗装したのかどうかというのをちょっとお聞きしたい。

○橋本監理課長

以前、市の方が舗装した認定外道路があるかどうかというのはちょっと把握しておりません。

○大田委員

実は、海軍工廠なんか国が持っていた土地、住宅があるんです。それが今、市に移管されて、その中に認定外道路と市道があるんですが、認定外道路のほうが広くて、市道のほうが狭いという道路があるんです。そういう規定はどこで決められたのか、教えてほしいんですが。

○橋本監理課長

海軍工廠時代の道路の件で市道に至った経緯についてはちょっと調べました。昭和55年に協和線、和田中央線、和田西河内線の和田住宅を縦断する3路線を認定しております。昭和60年に今度は、和田住宅地の横断側になるんですが、1号線から20号線を市道認定しておるものは掘めたんですが、当時の認定された路線と認定されていない路線というのがちょっとはっきりした理由まではこぎつけておりません。

○大田委員

その土地は国のものですか、市のものですか、個人のものですか、認定外道路は。

○橋本監理課長

認定をされる前の道路の話でしょうか、認定後の話でしょうか。

○大田委員

今現在。

○橋本監理課長

今、市の所有の道路になっています。

○大田委員

市の所有の道路で認定外道路なら市が管理するので当たり前じゃないかと思うんですが。ほかの生活道路においては市の道路じゃなく個人の道路だからできませんというように聞いております。市の土地じゃったら認定して市が管理維持するのが当たり前と思うんですが、そのこのところはどういう考えておられますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○橋本監理課長

認定されていない生活道路について、どこの土地かということで光市の土地ということになります。御理解いただけたらと思います。

○大田委員

だから、光市の土地であって、認定されてない土地であっても光市の所有なんですよ。ということは、光市が維持管理するのが、私は当たり前と思うんです。それをそこで生活されている人たちに全部舗装せいというのはどうかと思います。そのこのところをもう一度お伺いしたいと思います。

○橋本監理課長

先程も申しましたように、現在での市道認定要件を満たしておりませんので、認定できません。

○大田委員

認定外でもいいんです。その認定外の道路が市の土地であるわけです。そしたら、市が当然維持管理するのが当たり前じゃないかと思うんですが、その市の土地に対しても民間が全部やれというんですか。そこはちょっと違うと思うんです。

○橋本監理課長

今、市道については市の方で維持管理を行っておりますが、認定外道路で法定外道路につきましては地元の御利用される皆様で通常の維持管理はお願いをしているところで

ございます。

○大田委員

済みません、部長はどう考えておられますか。

○田村建設部長

今、橋本課長が申しましたように、認定外道路や、法定外道路等につきましては、その道路を御利用される皆様の方に通常の維持補修についてはお願いをしておるところでございます。

○大田委員

小規模の改修に対しては、それはそうかも知りません。大規模な改修になったらどうなるんです。

○田村建設部長

現在のルールでは、一応大規模な改修等につきましては、事業費の2分の1を補助する制度がございますので、そちらでやっていただくようになります。

○大田委員

大規模と言ったら、極端に言ったら300万円かかったら150万円は地元がみろと、2分の1やったらそういう考えなんですか。

○田村建設部長

大変失礼しました。上限枠がございまして、資材で10万円、労務費で10万円という制度でございます。

○大田委員

じゃけえ、300万円かかったら20万円は市が見て、後の280万円は地元住民でみなさいという、そういう理解ですか。

○田村建設部長

極端なことを言われるとそういうことになりますが、そのような大規模な改修をすることは、まず無いのではないかと思います。

○大田委員

例えば認定外の道路があつて、家の横に側溝がない。その家が嵩上げせずに、そのまま家をつくっておられる場合は水が入ってくるわけですね。そこで今までは土嚢なんか積んで水が入らないように自己対応されてきておるわけです。今度はそこの市の土地に対して、側溝をつけてくれと、そんなんでも私は大規模改修になると思うんです。そ

れなんでもある程度、かなりの金額がかかったら20万円しか出せないからほかの部分は全部個人で見なさいという解釈になるというわけですか。

○田村建設部長

そうでございます。まずは、認定されている市道の整備を行っており、現在、市道においてはまだ不十分な箇所がたくさんありますので、まずは市道を優先して整備してまいるという考えでございます。

○大田委員

そしたら、市の土地は勝手にいらってもいいということになりますが、それでいいんですか。

○田村建設部長

勝手にいらっていただくのは困りますので、監理課、もしくは道路河川課に、いろいろな方法等を御相談していただけたらと思います。

○大田委員

また、これについていろいろ調べて、またお聞きしたいと思います。終わります。

○岸本委員

1問だけ質問させていただきます。

光駅周辺の開発計画はどのような進行状況か、お尋ねいたします。

○松並都市政策課長

総合計画の光・未来創生プロジェクトに基づきまして、今年度から光駅周辺地区拠点整備基本構想の策定づくりに着手をしたところでございます。

今年度と来年度の2カ年をかけまして、まずは整備の方向性と全体像をお示しする基本構想の取りまとめをすることとしております。

以上でございます。

○岸本委員

委員会の設置というのを聞いておりますけど、その委員会のメンバーとか、第1回の委員会開催日とかっていうのは決まりましたでしょうか。

○松並都市政策課長

構想策定過程における市民の皆様方の御意見、御提言をお聞きする場として検討会議を立ち上げることといたしております。

広報紙を通じて一部の委員の公募を行いまして、遠くない時期に初回の会議を開催す

ることとなっております。
以上でございます。

6 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第42号 平成29年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①平成29年度の山口県関係事業について（報告）

○笹井委員

それでは、3つの項目について、お尋ねします。

まずは本会議でも触れました海岸の漁港の土地の件でございます。室積漁港については数年間の工事をかけて、その土地を埋め立てて漁港の区域を広げられて建物の建てかえや道路の付け替えなどもありました。

現在、ここの室積漁港の用地のどこまでが市の土地なのか、どこが市の土地ではないのかについて御説明ください。

○弥益水産林業課長

室積漁港の用地についての光市の土地というお尋ねですが、山口県漁協光支店付近で申しますと、漁協事務所北側の道路や埋め立てを行った場所などの多くが光市の土地ですが、漁協の事務所とその両側のアスファルト舗装に区画線を引き、駐車場として整備済みの敷地、また漁協西側の電話ボックスの横の漁協倉庫の敷地などは光市の土地ではございません。

詳細につきましては、地図等でお示しすることになりますので、後ほど水産林業課で御説明させていただければと思います。

以上です。

○笹井委員

わかりました。漁協の建物の底地は漁協でしょうし、その前後の駐車場が何のどこの駐車場なのか書いていないので、今も一部で混乱しておるわけですが、今の説明ですと、その土地は漁協の土地という説明だったと思います。であれば、漁協専用、漁協のための駐車場として掲示をする責任は基本的には漁協にあるのかなというふうに理解をいたしました。

また、詳細については後で地図を見にまいります。

では、2項目に入ります。

さっきもちょっと環境部のところでも話をしたんですが、国立公園峨嵋山のトイレ、普賢寺裏駐車場のトイレというのがわかりやすいんですが、ここがもう老朽化している。水洗化していない、全くしていない、よく言う、ぼっとんトイレというやつです。なかなか使いづらいという苦情も入っていますし、そこがもう汚いから民間の普賢寺さんのトイレを借りるといふ事例も多々発生してきておるわけです。

このトイレ、所管は経済部のトイレというふうに聞いていますが、この水洗化、下水道接続などはできないのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

普賢寺裏駐車場の用地付近には、御承知のとおり下水道は敷設されておらず、最も近い室積八丁目まで約100mございます。御指摘のトイレ付近には、他に住宅等がない状況であり、現状では当該便所を下水道につなぎ込むことは困難であると考えております。

○笹井委員

100mということで、思ったより近くまで来ているんだと私なんかは思ったりもするわけです。トイレ自体も老朽化していますし、駐車場も結構広いんで、下水道接続ができる場所に建てかえて接続するということはできないのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

現状におきまして、峨嵋山、象鼻ヶ岬を散策される方の多くがこの地を集合場所として利用されていらっしゃることから、まずは清掃やくみ取り等利用環境の維持に適切に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

維持はきちんと月に日にちを決めてされておられるというのはわかっております。そこは別によくやっていただいておりますが、ただもうトイレが古い。本当ぼっとんトイレで、しかも見ると下に丸見えみたいな、なかなか今の時代、こういうトイレも珍しいなと思うぐらいのぼっとんトイレなんです。建物は外から見ると余りそんなに悪くも見えないんですけど、実際は本当、なかなか今の私らでもちょっと使うのをためらうような和式大便器になっております。下水が100mのところまであるのであれば、100mのところ建て替える。もしくは合併浄化槽というやり方もあろうかと思えますし、施設の構造自体が物すごく前近代的なトイレになっていますので、また引き続いて私も勉強してみますが、検討をお願いします。

3項目に入ります。

牛島連絡船について、これの経営状況の報告などはまた9月議会のほうで確か毎年されておったかと思いますが、ちょっと所管事務調査で聞きますが、これについて乗客や

収益の増加比較はあるでしょうか。島の方は乗られるのは当然ですけれども、これは牛島海運有限会社、民間の収益事業でもありますので、その企業自体がお客さんを増やすような方策というのをとっていかないと、やっぱり落ち込んでいく一方だと考えるわけです。そういった収益や乗客の増加企画というのは取り組んでおられるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

牛島海運有限会社のことではございますが、出資をしておりますことでもありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

牛島島民の人口増加を望むことが困難な状況において、牛島海運の運行収益の増加を図るためには島民以外の利用者を増やす必要があると認識をしております。島民以外の利用として真っ先に浮かぶのは、釣り客でございます。釣りをされる方にとって、釣れる魚の種類や大きさ、数だけでなく普段行きなれた場所とは異なる場所で釣りをすることも楽しみの一つだとお聞きをしております。

こうした釣り客の釣果や自然豊かな牛島のモクゲンジの開花状況などについて、牛島海運のフェイスブック等を活用して、引き続き発信をしまいたいと考えております。

また、恒例となっております室積コミュニティセンターが実施する牛島探訪のほか、以前に行われたものとして、議員も関わっていらっしゃるコスプレイベントなど、誘客イベントが考えられます。

現在、牛島海運として独自のイベントを企画する予定は持ち合わせてはおりませんが、こうしたイベントの実施の情報がございましたら、臨時便の運航など可能な限りの協力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

民間の団体やコミュニティの方と私も係っておる文化サークルなんかも牛島で企画を実施したこともあります。牛島海運自体、もしくは牛島も住民コミュニティと一緒にあった企画というのがやっぱりないと、外から企画があったときだけ配慮しますだけでは収益増加につながらないと思います。

過去には花火大会においてクルーズをされたこともあると思いますが、これはもう現在では全く検討はされていないのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

過去に御手洗湾花火大会のときにそういった形で船を出したという事実もございますが、御承知のとおり、今の船の構造はデッキに出られるものでなく、室内から観賞となりますので、そのあたりも踏まえ、現在は行っていない状況でございます。

○笹井委員

この牛島海運有限会社は市が出資する会社ということで、会社であれば当然収益を向上させることを取り組んで当然だと思います。投資とベネフィットの関係もありますか

ら、無駄に金を使えばいいというものでもありませんが、例えば釣りにしても公的な釣り大会をきちんと開いて予約を受け付けて、乗船客を確保する。あるいは最近猫の写真というのがあちこちでブームで猫の島ともあちこち有名になってきております。余り猫も多過ぎると問題にもなるわけですが、一部マニアの間では牛島も瀬戸内海の猫の島で、上から数えると十何番目になるらしいんです。そういうスポットで一緒に私も牛島に行って猫の写真を撮影された方を何人も見てきております。そういうところをPRするとか、写真コンテストを企画するみたいなことでも牛島海運株式会社だったらできると思いますので、島のコミュニティと一体となった取り組みをちょっと期待したいと思います。

牛島連絡船の乗船場、八幡波止場のほうですが、これも何回も聞きますが、連絡船の乗り場の待合所はここですというのは、看板があるんですけども、車をとめる場所はここですというのが全く今だにもって記載がないわけでございます。私は、きちんと牛島連絡船乗船場の駐車場はこちらという駐車場看板、案内があつてしかりだと思えます。先ほど言われたように漁協の前の駐車場は漁協の土地の駐車場だったら、そこに牛島連絡船の乗船者の方がとめられたら漁協の方は困るわけです。ですから、牛島連絡船乗船場の方は市の所管だと思いますけれども、こちらの駐車場の案内や表記をするべきではないでしょうか。

○芳岡商工観光課長

このたびの一般質問で、部長からお答えさせていただいたとおりでございますが、御提案の案内表示につきましては、牛島海運有限会社と具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

本当、牛島の魅力というのはあるんです。いろいろな企画でお客さんをお呼びして楽しんでいただくと、それが活性化につながり収益増につながると思っております。それには牛島海運株式会社、あるいは牛島コミュニティ、そしてまた牛島でいろんな企画をされておるようなイベントとか、探訪とか、そういうとこと連携して取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○大田委員

まず、有害鳥獣被害についてお聞きしたいと思います。

この度、新しくサルの箱を東荷地区に新設すると言っておられましたが、今現在、箱をを鹿ノ石に設置されて、サルがどのぐらい捕獲できたでしょうか。また、東荷に設置されるのはいつごろでしょうか、お聞きします。

○弥益水産林業課長

猿捕獲用大型囲いわなの設置後の状況についての御質問ですが、平成28年度は29年1月と3月の2回で14頭、平成29年度は6月19日現在までで、6月に2回で19頭の計33頭が捕獲できております。

東荷地区の大型囲いわなの設置についてですが、現在、地元自治会と協議を進めておりまして、予定についてもその協議の中で決めていきたいと思っております。

現在、8月に自治会と協議をする予定としております。

以上です。

○大田委員

今、東荷地区においては8月の協議会においてどこにいつ設置するかというのが決まると、そういう解釈でよろしいですか。

○弥益水産林業課長

結構です。

○大田委員

わかりました。

それで、現在、有害鳥獣被害、この光市にもシカが出てきたというような報道もされていますが、どのぐらいの被害が実際に出ているんでしょうか。

○弥益水産林業課長

シカについては、現在、被害の報告はございません。また、今後被害が発生するようになった場合は、基本的には捕獲隊での対応を考えてまいりたいと考えます。

以上です。

○大田委員

鹿はそうなのですが、サル、イノシシ、カラスなんかの今までの被害総額について伺います。

○委員長

今までというのは。

○大田委員

年度別でもよろしいです。

○弥益水産林業課長

平成27年度の被害状況を申しますと、イノシシによる被害は約960万円で、サルによる被害額は約110万円となっております。

また、イノシシによる被害の作物は全体の約66%が水稲で、次いでイモ類が約17%、野菜が約16%となっております。

一方、サルによる被害の作物は全体の約87%が野菜で、次いで果樹が10%、イモ類が4%となっております。

以上です。

○大田委員

もっと多いような気がするんですが、イノシシについては光市全体に、わりと出ているように感じるんです。これに対する捕獲状況というのはどのようになっていますか。

○委員長

大田委員、27年度の捕獲状況でいいんですか。

○大田委員

わかりました。また後、お知らせください。

それで今、捕獲状況をお聞きしたんですが、それは捕獲隊というのに対して行っていると思うんです。それで、光市は捕獲隊の他に、市の職員で実施隊というのをつくったとお聞きしているんですが、実施隊の活動というのは実際どのようになっているんでしょうか。

○弥益水産林業課長

実施隊の活動状況についてですが、平成28年4月から課長以下職員4名で実施隊を設置し、イノシシやサル等の有害鳥獣対策に取り組んでいるところでございます。

具体的に申しますと、被害に遭われた農家を含む市民の皆さんからの報告を受けた場合に、まず職員が被害現場に赴き、被害状況等を確認し、状況によっては後日改めて捕獲隊員と一緒に現場に赴くこともございます。

また、被害現場に有害鳥獣がいる場合は、その場で職員が追い払いを行うとともに、相談された方には防護対策について必要な説明を行っております。その後、各捕獲隊に有害鳥獣の捕獲を依頼し、わなの設置や銃による捕獲を実施します。

以上です。

○大田委員

実施隊による捕獲作業というのはできないんですか、その今のお話で聞くと。

○藤井経済部次長

実施隊で捕獲ができないか、できるかのお答えについては、できないことはございませんが、今現在、光市は、市の職員だけの実施隊でございますから、当然捕獲隊にお願いをしているという状況でございます。

いずれは、これまでも申し上げておりますように、民間の有資格者を含めた実施隊の

編成ができればなという考えでございます。

○大田委員

光市は今、捕獲隊と実施隊がおるんですが、他の市町村は捕獲隊が実施隊のほうに移って、実施隊1本でやっているところも多数あるとお聞きしております。光市はそのようにできないのでしょうか。

○藤井経済部次長

このあたりは私たちも十分認識しておりまして、狩猟捕獲ができる、いわゆる捕獲隊や猟友会の高齢化とか、減少とかいうこともありますので、これまでも協議しておりますけれども、引き続きそういう関係者との協議を進めてまいりたいと考えております。

○大田委員

実施隊というのは、消防団員と同じように準公務員的な資格を与えられるというふうにお聞きしておるんですが、それに間違いないですか。

○弥益水産林業課長

そのとおりでございます。

○大田委員

そうすると捕獲隊は完全に民間ですよ。違いますか。藤井次長、教えてください。

○藤井経済部次長

現在の捕獲隊は民間でございます。

○大田委員

実施隊というのは準公務員的に今、消防団員と同じような取り扱いがあって保障もあると思うんです。捕獲隊は今民間であると。だから、捕獲隊をなぜ実施隊のほうへ、準公務員並みに取り扱える保障があるところに移すことができないのでしょうか。

○藤井経済部次長

先ほども御説明しましたけれども、これまでも協議を行って、いわゆる実施隊に入ったときのメリットなどを説明しております。

なお、捕獲隊の隊員の皆様にそのあたりはまだ十分御理解できていないのかなということもございますので、引き続き、その協議を重ねてそういう方向に持っていったらという考えでございます。

以上でございます。

○大田委員

自衛箱わな免許を持っておられる方も今後は実施隊のほうに入隊できるように募集をかけるとかいうのはされますか。

○藤井経済部次長

そのあたりも含めまして、免許の取得者であれば、そのときに加入の希望があれば、実施隊に入れないことはないと思いますけども、今は既存の捕獲隊が中心となって捕獲をしているからそういう関係者の方々との協議調整を図って、そのあたりを整理していくということになろうかと思えます。

○大田委員

捕獲隊は今、大和地区と西部と室積、光井、島田とかに分かれておられます。島田川よりも東側は室積担当の方が捕獲隊の狩猟範囲になっておるからとお聞きして、小周防周辺の方がイノシシが出るからとってもらえんじやろうかというお願いをしたときに人数がおらんからそこまで行けない、あんたの知っている人に頼んでとってもらってくださいというような言葉が返ってきました。それで知っちょる人に頼んで箱わなをつけてもらいました。そういうときに自衛箱わなの人は自宅の土地から50m以内しかとれないわけですね。それに頼んでとってもらおうということはできないはずだから、捕獲隊の人に本当は来てもらわんにゃいけんと思うんです。それが、とってもらえというような言動があるというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、そのところはどういうふうにご考慮されるか。

○弥益水産林業課長

委員、おっしゃられるように捕獲隊でも本業を持っておりますことから、仕事の都合で、すぐに対応することが困難な状況がある場合がございます。
その際は、市のほうに御連絡をお願いできればと思います。
以上です。

○大田委員

連絡をして市のほうから捕獲隊に連絡したらそういうような答弁が返ってきた。それで、その人は知人の人に頼んでわなをつけられたと。それは法律違反にならないんですか。

○藤井経済部次長

基本的に自衛わなで捕獲ができる範囲以外のところについては、捕獲隊にお願いすることになるというのが基本になろうかと思えます。
以上です。

○大田委員

それで、室積の捕獲隊の人がおって、小周防のほうが遠いので行かれないからと、そ

ういう答えが出てきたわけです。捕獲隊の人は、多分室積は6人ぐらいじゃろうと思うんですが、それぐらいしかいないから、回らないだろうと思うんです。だから、私は全体を一つに考えて、捕獲隊の人も全部実施隊に入れてもらってやったらできるんじゃないかと思うんです。今の既存の捕獲隊の人を大事にするじゃないが、やってもらっているから、そのこのところ調整をしているというようなことを答弁いただいたんです。そのような不都合のことが起きるのが多分にあるんです。だから、そのこのところをもう少し一考はできないでしょうかというお願いです。

○藤井経済部次長

現在の捕獲隊が3地域で分かれていますから、その区分を一応基準に、これは山の地の利とか、現地のことを一番良く分かっているということで、各隊で捕獲する場所を決めていると。ただ、その人数的なものとか、実際にある隊が動けないということになりましたら、その辺は市が間に入って調整をしまして、ほかの隊にもお願いをすとか、協議して進めていくということはできようかと思しますので、そのあたりをしっかりと市のほうで対応してまいりたいと考えております。

○大田委員

捕獲隊ができてもう随分になるんですが、なぜ、狩猟免許をとった人が増えていかないのか、理由は何かありますか。

○藤井経済部次長

理由ははっきりお答え申し上げることはできません。PR等は盛んにやっておりますが、趣味でやろうとする人も少なくなっていることもあろうかと思えますけど、はっきり何が理由かというところはちょっとわかりかねます。

○大田委員

国が定めた準公務員並みの実施隊というのが今度できて、市の職員の方もその実施隊に入っておられます。だから、狩猟免許をとった方にもその実施隊のほうに入ってもらって、捕獲隊も一緒になって実施隊として今後進めていってもらえたらいいんじゃないかと思っております。よろしく申し上げます。

それで、観光についてお聞きしたいんですが、今、光市の観光についての目玉というのは何か考えておられますか。

○芳岡商工観光課長

観光の目玉について御質問をいただきました。

本年3月策定いたしました第2次光市総合計画におきまして、政策の中に観光の振興と交流の促進を掲げているところがございますが、その中で冠山総合公園や伊藤公記念公園などの観光拠点、室積、虹ヶ浜海岸などの豊かな自然、第二奇兵隊や石城山神籠石などの歴史をテーマにした総合的な観光振興を図ることとしており、これらを観光の目

玉として考えているところでございます。

以上です。

○大田委員

そういうようなものを目玉として考えておられるというのはわかりましたが、私、ちょっと提案したいんですが、光は結構海が広いんですよ。だから、結構磯釣りをされる方も多いです。磯釣りの大会を年何回か、市の観光課が提携されて、磯釣り大会なんかを民間の人と一緒にやったらどうかと思うんです。その磯釣りする方たちに対して出資金は要らないと思うんです。その辺なところを考えられることはできませんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

本市の貴重な観光資源である海の活用につきましては、海水浴だけでなく、また行政が実施するものに限られるものではございません。委員仰せのようなイベントにつきましても、そういった形でされることによって光の海がPRされるのであれば、ぜひ取り組んでいただければと思っております。

○大田委員

市のほうも前向きに考えるという解釈でよろしいですか。

○芳岡商工観光課長

民間団体等が行われるイベントと申しましても、趣旨目的がはっきりしませんから、一概にいい悪いというのは申し上げることは難しいですが、そういった形で光の海が活用、PRされるというのは歓迎するところでございます。

以上です。

○大田委員

よろしく願います。

○吉本経済部長

念のために補足をさせていただきますけども、仮に、民間のイベントに対してお金を出すという場合には、やはり予算の問題がありますし、予算は委員の皆様方に御議決をいただくというのが前提となります。

委員さんがどういった形態をイメージされているのかちょっとわかりませんが、いろいろなイベントに対して、弾力的に臨機応変に補助金を出すということについては、困難というふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

せっかく課長が前向きに言って、今度は部長が冷や水かぶせるんですか。もう少し前向きに考えて、ぜひお願いいたしたいと思いますが。

○吉本経済部長

私が申し上げたのは、お金云々ということに対してだけでございます。ですから、市として協力できるものであれば、観光振興という視点で積極的に対応してまいりたいということで、それは課長の答弁と変わりはありません。

以上でございます。

○大田委員

ぜひともよろしく申し上げます。

変わります。

田布施川に架かっている橋についてお聞きしたいんですが、大和中学校から2つ下のところに橋が架かっているんです。昔、間鍋組さんがあった裏側のところに、あれはよく聞くと農道の橋であるというふうにお聞きしました。だからこの会で聞くんですが、あそこの橋は真ん中が折れて、橋自体がVの字になっているんです。非常に危ないと、住民からいろいろお聞きしておるんですが、その補修というか大規模改修ということはできないものでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

農道にかかっている橋の補修ということでございますが、市内には一定の交通需要が見込まれる農道については県の農道の保全対策事業によって状況調査をしまして、長寿命化に係る補修などを進めております。

しかしながら、農道は幅員が狭小で舗装されていないものから、市道あるいは県道並みのものまでございます。それぞれに対応が異なりますので、現地を確認の上で対応を判断させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

今、橋の長寿命化と言われましたが、橋が真ん中にVの字に折れてたら長寿命化はどういうふうなことを考えておられるのか。現地を見なくてはわからないと言われましたが……。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

今の橋の件で、見に行っていないというような答弁があったんですが、随分前からこの橋はVの字になっているんです。その後本当に見に行っていないんでしょうか、お尋ねします。

○酒谷農業耕地課長

実は、2年ほど前にこの橋についてそういうお話がございましたので、確認させていただいた経緯がございます。

その当時の調査の結果では特別変状は見られなかったという報告でございました。再度、調査をしたいと考えております。

○大田委員

そのときに橋がVの字になっちょるというのは確認されましたか。

○酒谷農業耕地課長

極端なVの字というような状況ではございませんでした。

○大田委員

極端なVの字じゃないが、真ん中の橋脚が少し下に沈んでVの字形になって、橋の床板も少しずれているんです。それをぜひとも大規模修繕か何かで直してもらいたいなと思っております。よろしくお願いします。

終わります。

○土橋委員

コンパクトシティの件について、ちょっとお尋ねをしてみたいと思うんですが、コンパクトシティ構想が出た時点では、まだピクロスがあったんです。それから、本格的にコンパクトがあれこれ言われ出して、ピクロスが店を閉じたんです。御存じだと思いますけども、それまでピクロスに買い物に行きよっちゃった人たちが、今度は大和の場合はもう1店、丸久しかないんです。それで歩いて行かれるわけですけども、丸久から昔の大和町役場までちょっと測ってみたら800mありました。丸久に歩いて買い物に行かれるわけですけども、行くときにはどうにかこうにか行ったにしても、帰るときに夏になればスイカの1つでも買うて帰ろうとかか、醤油1本買うて帰ろうかということになると、行きはよいよいで帰りがものすごいせんない。何とかならんじゃろうかっていう話も聞きまして、それで私、丸久に行きました。

丸久もほかの業者もですけども、大和じゃありませんけども、配達はやってくれているみたいなんです。人間というのは物を見て買いたいというような、そういう願望もあるみたいなんです。まだ私は言っていないんで大変恐縮なんじゃけども、お客さんからの要望もあるが、買い物をして帰って来るときに、あなたのところで配達をしてくれるんなら、送りみたいなものも助けちゃもらえまいか、というふうなことを丸久にお願いに行くってというようなことは考えられないだろうか。何でもかんでも役所に送れとか何とかっていうんじゃなしに、業者のほうにもそういう要請行動みたいなのは、だめでもともととでやって、そうはいつても部長あたりが行くと名刺を見てびっくりするから。あそこ、大和に1件しかないんで、それだけに何とかいい方向でいけばと思って発言を

しておるんです。

部長、私はあなたに聞くんです。政治的なものですからね、これは。

○吉本経済部長

確かに、委員さん、今仰せのように、帰られるとき、特にお年寄りとか、それから比較的体力のない方が帰られるときに重い物を持って歩いて帰られるというのは大変なことというふうに私も思っております。

ただ、報告を受けておりますのは、そういったスーパーが現時点ではそういう配達というのはやっていないというふうにお聞きをしております。

また、これは委員さんも御存じかも知れませんが、今、市内には、違う形態なんです、車両に小型の店舗を積んで、移動して販売されたりといったサービスもごさいますので、そういったことも事業者にはもっとPRしてほしいというのはお伝えをしてみたいと思います。

それから、今、委員さん言われたように消費者の皆さんからそういった声があるというのは機会があれば、私のほうからスーパーのほうにはお伝えはできようかと思えます。以上でございます。

○土橋委員

私も手を抜くわけじゃないから、今言われたように、配達も丸久はしているというような話も聞きましたんで、あなただけにお任せをするんじゃないしに、私のほうからも話は聞きに行きます。どちらにしてもピクロスがなくなったら、このコンパクトシティというのは何だったのかということにもなりかねないんです。何せ鳴り物入りでコンパクト、コンパクトって言って、コンパクトにすればこれほどええことはないみたいな感じで期待をしている部分はそういうふう思うわけですから、ぜひその地域の皆さんの期待を裏切らないような形でお願いをしておきたい。

ちなみに、コンパクトシティのキャッチフレーズというのは何でしたか。

○芳岡商工観光課長

所管外かもしれませんが、買い物難民に対する御質問ということで私のほうから答えさせていただきますが、基本的な方向性として、岩田駅周辺コンパクトシティの実現に向けて策定された中では、「誰もが安心して住み続けられる快適で便利なまちづくり」が基本的な方向として掲げられております。

以上です。

○土橋委員

歩いて云々っていうのはなかったですか。

○芳岡商工観光課長

過去の様々な答弁の場でそういった紹介をさせていただいているという記憶はござい

ます。

○土橋委員

これはいきなり市の関係じゃないんですが、駅前から県道が拡幅されると、対象が大体20件ぐらいあるということですけども、そこにどのぐらいのお店屋さんが存在するかは御存じですか。

○委員長

芳岡商工観光課長、所管の部分との兼ね合いを考えて御答弁ください。

○芳岡商工観光課長

私どものほうでは、事業者、商業者が約20件程度あるとお聞きをしています。

○土橋委員

それで、皆、どうなるんじゃないだろうか、こうなるんじゃないかって、そうはいつでも心配をしておるんです。今から立ち退きだとか、あるいは家の調査だとかいろいろ始まるということでありましてけども、担当として20件からある人たちのところで、いやもうこれを機会に私らはやめるといようなものは把握しておられるんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

現在、事業者の皆様が移転に向けた具体的な検討を進められている事業者がいらっしゃるというのは事実でございますが、今後の事業継続といった具体的な方向性が決まっていないというような事業者さんもいらっしゃるお聞きもしており、その数、全体については把握いたしておりません。

○土橋委員

これは皮肉でも何でもないんじゃないけれど、私は店もかなりのところが撤退するというふうに聞いているんです。今さらやめるわけにもいきませんが、地域住民の思っているコンパクトシティというふうなものと照らし合わせてみて、商店が次から次へとやめていくということになってくると、最初の思いみたいなものと、かけ離れるような気がするんです。その辺の印象は吉本部長、どういうふうに認識しておられますか。

○吉本経済部長

先ほど課長が申し上げた、平成24年に光市が策定いたしました岩田地区周辺整備基本方針、この中で掲げておりますように、活気とにぎわいの創出と申しますか、商店街の活性化と申しますか、そういったことは重要なテーマの一つであるというふうに私も認識をしております。

以上でございます。

○土橋委員

それは私もそうなんです。あるいは地域の人たちも何かそういうような思いを持っておられるんです。そんなことを今日、ここであれこれ言ったところですぐに何か解決するわけじゃありません。もちろん我々もいろんな人たちと話はしますけれども、この歩いて買い物ができるというような、そういうふうなものに一步近づけるためにも、今後、引き続いて商工会やそういう団体との話みたいなものを、ぜひ本気で取り組んでいただきたい、ということをお願いしておきたいと思います。

以上です。